

平成 21 年度障害者自立支援調査研究プロジェクト  
(厚生労働省助成事業)

# 要約筆記者養成等調査検討事業 報告書

平成 22 年 3 月

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター  
要約筆記者養成等調査検討委員会



## はじめに

要約筆記は、昭和 56 年に要約筆記奉仕員養成事業が開始されて以来、聴覚障害者特に中途失聴・難聴者の社会参加を促進するための一つの重要なコミュニケーション支援として大事な役割を果たし、それ以前のボランティアの方々による時代を含め、約 30 年の経過のなかで実施されてきました。現在、市町村を主体に実施されている聴覚障害者とその他の者の意思疎通を仲介するコミュニケーション支援についても、利用者の増加に合わせて、利用のニーズも多様化してきており、より専門的な対応が求められてきています。

要約筆記従事者の養成は、平成 11 年度に国から「要約筆記奉仕員の養成カリキュラム」が示され、本格的な担い手の養成が進められてきました。10 年を経過し、要約筆記に従事する者の養成については、関係団体や地域において、より専門的な技能等を習得するための取り組みなども進められてきています。近年の高等教育の普及や裁判員制度の開始などの社会環境の変化、高齢化の進展に伴う加齢による難聴者の増加などにより、聴覚障害者に対する幅広い情報支援が求められていくことになると思われます。

こうした社会背景から、専門的な人材養成を全国的に推進していく必要があることも見据え、今後、自治体において進めていかなければならない専門的な技能等を有する要約筆記者の養成について、検討することが必要と考えました。検討にあたっては、平成 21 年度の厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクトの助成を受け、先駆的な取り組みなどを実施している関係者等による「要約筆記者養成等調査検討委員会」を社会福祉法人聴力障害者情報文化センター内に設置しました。

この検討委員会での課題は、次の 2 つでした。

一つは、都道府県、市町村における要約筆記従事者の養成事業や研修事業の実施状況を詳細に確認するための実態調査です。これは、平成 19 年度に養成研修事業の実績を持つ 47 都道府県、211 市区町を対象に、現在の課題や地域事情などを把握し、併せて今後の人材養成について、充実が必要と考えている内容などを含めた自治体の養成・研修の実態を調査することでした。

二つ目は、聴覚障害者の社会参加の上で欠かすことのできない、「要約筆記」の専門性やその専門的な技能等を有する要約筆記者の養成のあり方、そして、今後自治体において養成を進めていく際のカリキュラムについての検討でした。

いずれの課題についても、各関係団体のこれまでの取り組みの歴史と背景の違いを互いに理解し、それぞれの実績と長を認めながら協議が進められ、一定の方向性を報告としてまとめることができました。関係の皆様のご支援に厚くお礼を申し上げます。

本報告書につきましても、忌憚のないご意見をお寄せくださいますようお願いいたします。

今後、この報告をもとに要約筆記者の養成等の施策に反映していただけることを期待しております。

平成 22 年 3 月 30 日

要約筆記者養成等調査検討委員会  
座長 大 沼 直 紀

# 目 次

## はじめに

### 第1章 事業の概要

- 1 事業の目的 ..... 3
- 2 事業の実施方法 ..... 3

### 第2章 要約筆記従事者養成の状況

- 1 要約筆記従事者養成等の現状と課題 ..... 7
- 2 聴覚障害者のコミュニケーションに関するニーズ ..... 9
- 3 要約筆記従事者養成の取り組み ..... 14
  - (1) 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 ..... 14
  - (2) 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会 ..... 24
  - (3) 要約筆記を考える会 ..... 31
  - (4) 特定非営利活動法人日本遠隔コミュニケーション支援協会 ..... 35

### 第3章 要約筆記従事者養成研修等実態調査の概要

- 1 調査の目的・内容 ..... 41
- 2 調査結果 ..... 42

### 第4章 調査検討委員会での検討結果

- 1 要約筆記に求められる専門性と問題点 ..... 97
- 2 要約筆記者養成の方策 ..... 100
- 3 要約筆記者養成の今後の課題 ..... 102

## 資 料

- 1 委員会配布資料(抜粋) ..... 103
- 2 要約筆記奉仕員養成カリキュラム ..... 147
- 3 要約筆記従事者養成研修等調査票 ..... 153

# 第1章 事業の概要

1. 事業の目的
2. 事業の実施方法



## 第1章 事業の概要

### 1 事業の目的

本事業の目的は、近年の高等教育の普及や裁判員制度の開始などの社会環境の変化や高齢化の進展に伴う加齢による難聴者などの増加なども踏まえ、コミュニケーション支援としての要約筆記については、中途失聴・難聴者の地域生活を支援し、社会参加を促進するため、より多様で専門的な対応が求められてきていることから、今後、自治体において進めるべき、そうした技能等を有する要約筆記者の養成のあり方、そのカリキュラム作成について検討することとしました。

### 2 事業の実施方法

本事業の実施にあたり、厚生労働省の平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトの助成を受け、「要約筆記者養成等調査検討委員会」を社会福祉法人聴力障害者情報文化センター内に設置しました。

本委員会は、次の関係者等で構成しました。

#### 要約筆記者養成等調査検討委員会委員

(敬称略、順不同)

委員・座長	大沼 直紀	東京大学先端科学技術研究センター 客員教授
委員	太田 晴康	静岡福祉大学 教授
委員	奥野 英子	筑波大学 特任教授
委員	高岡 正	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 理事長
委員	三宅 初穂	特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会 理事長
委員	宇田 二三子	要約筆記を考える会 副代表
委員	栗田 茂明	特定非営利活動法人日本遠隔コミュニケーション支援協会 理事長
委員	飛驒 佳美	特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会 事務局(京都市聴覚言語障害センター地域福祉部)
委員	矢田 宏人	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 室長
オブザーバー	東 秀明	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 専門官

## 第1章 事業の概要

本委員会では、次の2つの事業を実施しました。

### 要約筆記従事者養成研修等についての調査の実施

今後、自治体において進めて行かなければならない専門的な技能等を有する要約筆記者の養成について、検討するためには、都道府県、市町村における要約筆記奉仕員等の養成事業や研修事業の実施状況を詳細に確認するとともに、現在の課題や地域事情などを把握し、併せて今後の人材養成について、どのような点で充実が必要と考えているかなどを把握することが重要であることから、自治体の養成・研修の実態を調査しました。

### 要約筆記従事者（要約筆記者）の養成の検討

聴覚障害者の社会参加の上で欠かすことのできない、「要約筆記」の専門性やその専門的な技能等を有する要約筆記者の養成のあり方、そして、今後自治体において養成を進めていく際のカリキュラムについて検討しました。

本委員会では、次のように事業を実施しました。

### 検討委員会の開催

第1回委員会 平成21年10月18日(日)

議事

- (1) 要約筆記従事者養成等の現状と課題(報告と質疑)
- (2) 聴覚障害者のコミュニケーションに関するニーズ(報告と質疑)
- (3) 要約筆記従事者養成の取り組み(報告と質疑)
- (4) 要約筆記従事者養成研修実態調査(案)

第2回委員会 平成21年11月16日(月)

議事

- (1) 要約筆記従事者養成研修の実態調査(案)について(検討)
- (2) 要約筆記に求められる専門性について(検討)

第3回委員会 平成21年12月21日(月)

議事

- (1) 要約筆記従事者養成研修の実態調査状況報告(中間報告と検討)
- (2) 要約筆記者に求められる専門性(検討)

第4回委員会 平成22年2月5日(金)

議事

- (1) 要約筆記従事者養成研修の実態調査情報報告(報告と検討)
- (2) 検討委員会の今後の進め方(検討)
  - ・ 検討委員会におけるとりまとめ事項
  - ・ 今後の課題とすべき事項



- 第5回委員会 平成22年3月5日(金)  
議事
- (1) 要約筆記従事者養成研修の実態調査情報報告(報告と検討)
  - (2) 検討委員会報告書のまとめについて(検討)
    - ・ 検討委員会における合意事項の確認
    - ・ 要約筆記者養成等調査検討事業報告書(素案)

- 第6回委員会 平成22年3月17日(水)  
議事
- (1) 検討委員会報告書のまとめについて
    - ・ 要約筆記者養成等調査検討事業報告書(案)

※会場は、いずれも(社福)聴力障害者情報文化センター

## 実態調査の実施

平成21年(2009年)11月25日から12月10日の間に、平成19年度に要約筆記奉仕員の養成および研修の実績がある全都道府県(47)および211の市区町に対して、調査を実施した。



委員会の様子



## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

1. 要約筆記従事者養成等の現状と課題
2. 聴覚障害者のコミュニケーションに関するニーズ
3. 要約筆記従事者養成の取り組み
  - (1)社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
  - (2)特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会
  - (3)要約筆記を考える会
  - (4)特定非営利活動法人日本遠隔コミュニケーション支援協会



## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

### 1 要約筆記従事者養成等の現状と課題

#### (1) 聴覚障害者の状況等

我が国における聴覚障害児・者の数は、『平成18年身体障害児・者実態調査』（平成20年3月、厚生労働省）によると約36万人となっています。また、聴覚障害者（約34万人）のうち必要とするコミュニケーション手段については、筆談・要約筆記を必要とする方が約3割（約10万人）となっていて、手話・手話通訳を必要とする方の約2割（約7万人）を上回っています。

これは、日常のコミュニケーション手段に文字を伝達方法として使用する人の多いことを表しています。コミュニケーション手段が文字によるものであることと、コミュニケーション支援を要約筆記に頼ることは全く同じとはいえませんが、要約筆記が、手話同様聴覚障害者のコミュニケーション支援として機能している状況を示しているといえます。

しかし、コミュニケーション支援事業を担う派遣登録者の状況（厚生労働省調べ：平成19年度末実登録者数）では、手話通訳派遣の実登録者数が約2万人であるのに対し、要約筆記派遣の実登録者数は約1万人となっていて、手話通訳派遣者の半数に留まっています。

#### (2) コミュニケーション支援事業従事者の養成状況

コミュニケーション支援事業に従事する手話通訳者等の養成は、平成18年度の障害者自立支援法施行以降、同法に基づき自治体が主体（手話通訳者は都道府県、手話奉仕員は市町村が主体）となり実施する「地域生活支援事業」により推進されてきています。

平成19年度における要約筆記従事者の養成事業実績（厚生労働省調べ）では、要約筆記奉仕員の養成研修が44都道府県と206市町村、現任研修が18都道府県と26市町村で実施されていて、自治体における要約筆記に従事する人材養成の現状は、都道府県を中心に行われています。

#### ※ 用語の確認

- 1 「要約筆記」：法令、『広辞苑』（岩波書店 第五版以降）等に記載されている用語であり、昭和56（1981）年、厚生省（当時）の「障害者社会参加促進事業」に要約筆記奉仕員養成事業が追加された時点から通用している
- 2 「要約筆記奉仕員」：障害者自立支援法以前の上記養成事業、または、障害者自立支援法の地域生活支援事業（実施要綱 別記6 その他の事業 11 及び 別記10 その他事業（8））により、市町村又は都道府県で養成され、市町村のコミュニケーション支援事業等の派遣に応じているもの
- 3 「要約筆記者」：現在、市町村又は都道府県において要約筆記に関する人材養成事業として制度化されているのは、上記のとおり要約筆記奉仕員のみであることから、本報告書においては、要約筆記奉仕員以上の専門的な技能等を有する人材を要約筆記者と呼ぶ
- 4 「要約筆記従事者」：本報告書においては、上記の要約筆記奉仕員及び要約筆記者も含めた、要約筆記に従事する者を要約筆記従事者と呼ぶ

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

### (3) コミュニケーション支援利用者の満足度

『障害者施策総合調査』（平成20年3月、内閣府）によると、コミュニケーション支援サービス利用者のうち約半分の方はサービスに満足していません。その満足できない理由としては、①利用できる内容や量が制限され十分には利用できていないこと、②職員等の専門性や技術が低いことが上位となっています。

コミュニケーション支援事業従事者の養成状況及び利用者の満足度の状況から、従事者の質と量の両面での充実が求められており、人材養成が重要となっています。

### (4) コミュニケーション支援事業の実施状況

コミュニケーション支援事業は、障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の中で市町村が必ず実施しなければならない必須事業の一つに位置付けられています。その全体の実施状況（厚生労働省調べ：平成20年度実績）では、1,351市町村（75%）で実施されていますが、約1/4の市町村が未実施となっています。

また、要約筆記派遣については、818市町村（45%）での実施に留まり半数以上の市町村において未だ実施されておらず、手話通訳派遣に比較し自治体における体制整備が遅れている状況にあります。なお、市町村におけるコミュニケーション支援事業の実施要綱の整備状況（厚生労働省調べ）では、要約筆記派遣については1,318市町村（73%）となっていて、事業実績を上回っていることから要約筆記派遣事業の利用自体が一部の市町村においては普及していないという状況も見受けられます。

### (5) 要約筆記養成カリキュラム作成の課題

要約筆記従事者養成等の現状から、要約筆記従事者については質と量の両面での充実が求められています。また、近年の高等教育の普及や裁判員制度の開始などの社会環境の変化や、高齢化の進展に伴う加齢による難聴者などの要約筆記に係る利用場面も広範になってきています。こうした新しいニーズの増加によっても、難聴者等のコミュニケーション支援（要約筆記）には、より多様で専門的な対応が求められてきていますので、要約筆記従事者の養成が急務となっています。

しかし、要約筆記に従事する者の新たな養成の仕組み（カリキュラム作成など）を整理するためには、要約筆記の特徴である手法の違い（手書きとパソコン）や実践方法の違い（一人書きと連携型）などのため、次のような課題があります。

- ① 利用者のニーズが多様である（求められる要約の度合いが異なるため、技術的相違が生じる）
- ② 手法の違い要約筆記グループ間で要約筆記の技術などに様々な意見がある
- ③ 手書きやパソコンごとのグループ内においても要約筆記の技術などに様々な意見がある
- ④ 自治体における人材養成にもばらつきがある（奉仕員の養成において、国が示したカリキュラム（52時間）を満たしていない自治体がある）

## 2 聴覚障害者のコミュニケーションに関するニーズ

『平成18年身体障害児・者実態調査』（厚生労働省 7ページにも前出）で明らかのように、多くの聴覚障害者は、「補聴器や人工内耳等の補聴機器」に加え、「筆談・要約筆記」を活用しています。それだけに、文字による情報コミュニケーション保障及び支援サービスの整備は社会基盤として欠かすことができないといえます。

また、聴覚障害者、とりわけ中途失聴・難聴者のコミュニケーションに関する要望（ニーズ）に関する全国調査はこれまで実施されてきませんでした。そこで、本委員会では要約筆記者養成カリキュラムを新たに策定するにあたり、平成20年に特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会が報告した『中途失聴・難聴者等聴覚障害者のコミュニケーションに関する現状把握調査・研究事業報告書』（以下、『ニーズ報告書』）を参考にしました。

この『ニーズ報告書』は、全国の中途失聴者・難聴者を中心とする聴覚障害者および関係者、計1,577人を対象として、社会生活を営む上でどのような不便を感じているか、要約筆記をどのような場面で利用しているのか、そして手書きの要約筆記・パソコン要約筆記に対する評価について質問していると共に、要約筆記の技術や担い手に対する要望についても自由記述という形で明らかにしています。

なお、調査対象が聴覚障害関係団体の構成員を中心したものとなっている調査のため、必ずしもこの結果が全国の中途失聴・難聴者のニーズの全てではありませんが、現在の要約筆記活動の担い手、そして技術に対する「不満」の理由などは、着目すべき意見が出されており、本委員会での検討の参考となるものです（注）。

まず、『ニーズ報告書』は、アンケート項目に答えた中途失聴・難聴者の多くが高齢者であり、障害程度も重度であることを示しています。47都道府県に住む調査対象者の年齢は60歳代が25%と最も多く、70歳代、50歳代と続きます。50歳代以上を合計すると70%近くに達します。性別では女性が60%であり、ほぼ全員が身体障害者手帳を所持し、2級が54%を占めています。

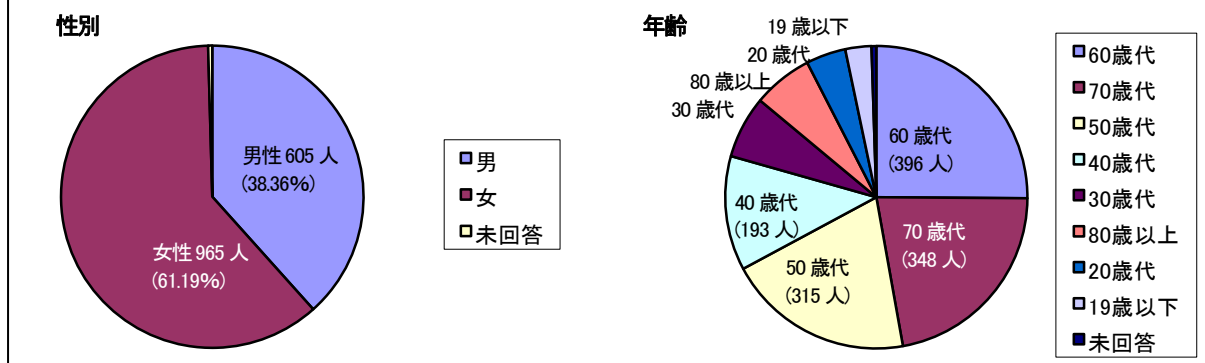
注：『中途失聴・難聴者等聴覚障害者のコミュニケーションに関する現状把握調査・研究事業 報告書』における調査の概要は以下の通り。

- ・平成19年度障害者保健福祉推進事業(厚生労働省補助事業)として特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会が実施した事業です。
- ・調査期間：2007年11月～2008年1月
- ・調査地域：全国
- ・調査対象者：中途失聴者・難聴者等聴覚障害者および関係者
- ・調査の方法：全日本難聴者・中途失聴者団体連合会加盟協会及びその他の聴覚障害関連団体の会員及び関係者にアンケートを送付もしくは配布。
- ・調査用紙の配布部数：3,925
- ・回収数：1,577
- ・回収率：40.18%

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

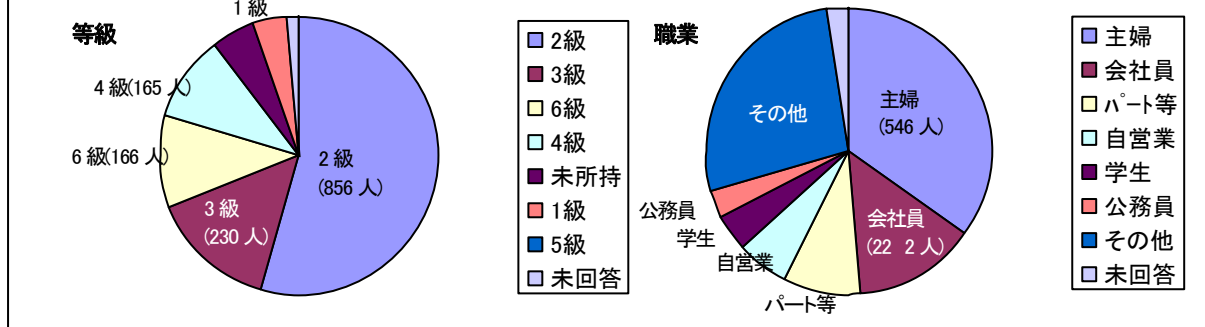
### 【性別・年齢】

- ・男性が605人(38.36%)、女性が965人(61.19%)
- ・年齢は60歳代がもっとも多く396人(25.11%)を占めます。845人(53.58%)が60歳代以上です。



### 【身体障害者手帳等級・職業】

- ・等級は2級の回答者が856人(54.28%)と半数以上を占めます。
- ・職業は主婦と回答した方がもっとも多く546人(34.62%)、会社員の222人(14.08%)が続きます。



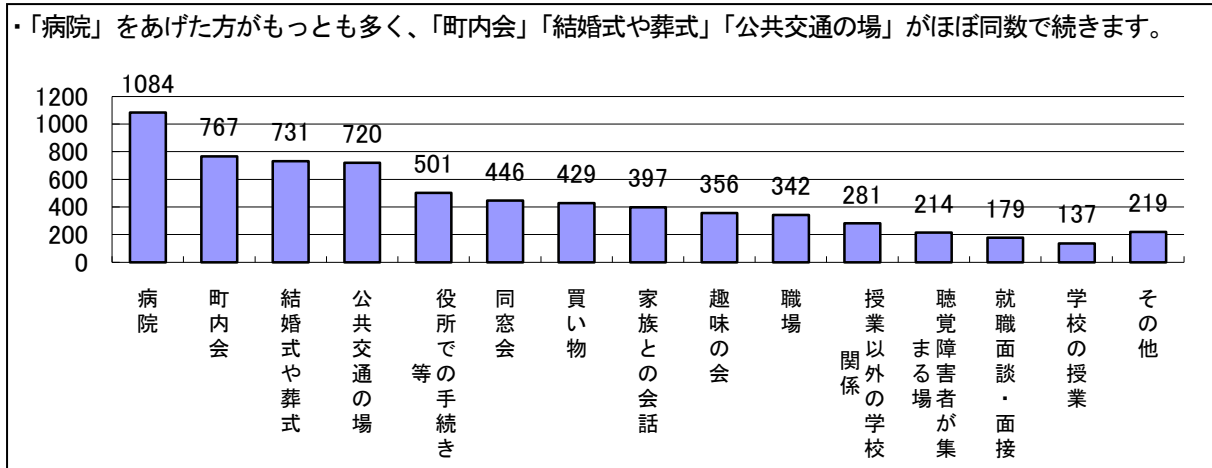
家庭でのコミュニケーション方法については、「補聴機器を利用している(人工内耳を含む)」人が33%ともっとも多く、「口の動きを見る(口話、読話の活用)」(23%)、「文字を利用する(筆談等)」(22%)と続きます。この項目は複数回答ですが、コミュニケーションの方法としてもっとも多いのは、補聴器と口話の組み合わせであり、加えて文字を併用する人をあわせると70%を超えます。ただし調査は満足度を聞いているわけではなく、補聴器、口話、文字によって十分なコミュニケーションが図られているかどうかは明らかではありません。むしろ障害の重度化が進んでいることから不便な状態に甘んじていると推察されます。職場でのコミュニケーションでもほぼ同じ傾向が見られます。

次に、日常生活で「情報が得られなくて困ったこと、または困っていること」に関する回答を紹介します。この質問項目への回答は、中途失聴・難聴者の社会生活を支援するに際し、どのような要望に応えるべきか、そして社会参加を果たす上で何が切実な問題となっているかを浮き彫りにします。複数回答の上位を占めたのは「病院(受診、入院)」「町内会」「結婚式や葬式」「駅や電車、バスなどの公共交通の場」です。以下、「役所での手続き等」「同窓会」「買い物」「家族との会話」「趣味の会」「職場」と続きます。病院が1位となったのは、その多くが高齢者という調査対象者の年齢と無関係ではないでしょう。



【情報が得られなくて困ったこと、困っていること(複数回答)】

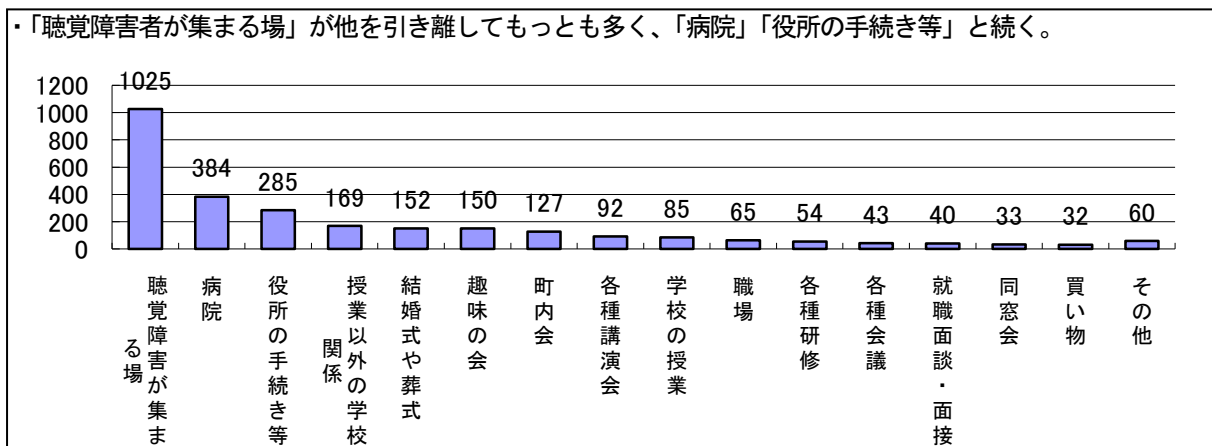
・「病院」をあげた方がもっとも多く、「町内会」「結婚式や葬式」「公共交通の場」がほぼ同数で続きます。



一方、これまでどのような場面で要約筆記を利用したかという質問では、手書きの要約筆記とパソコン要約筆記に違いが見られます。いずれも「聴覚障害者が集まる場」での利用がもっとも多いのですが、手書きの場合は「病院」「役所の手続き等」と続き、パソコンの場合は、「各種講演会」「結婚式や葬式」での利用が続きます。

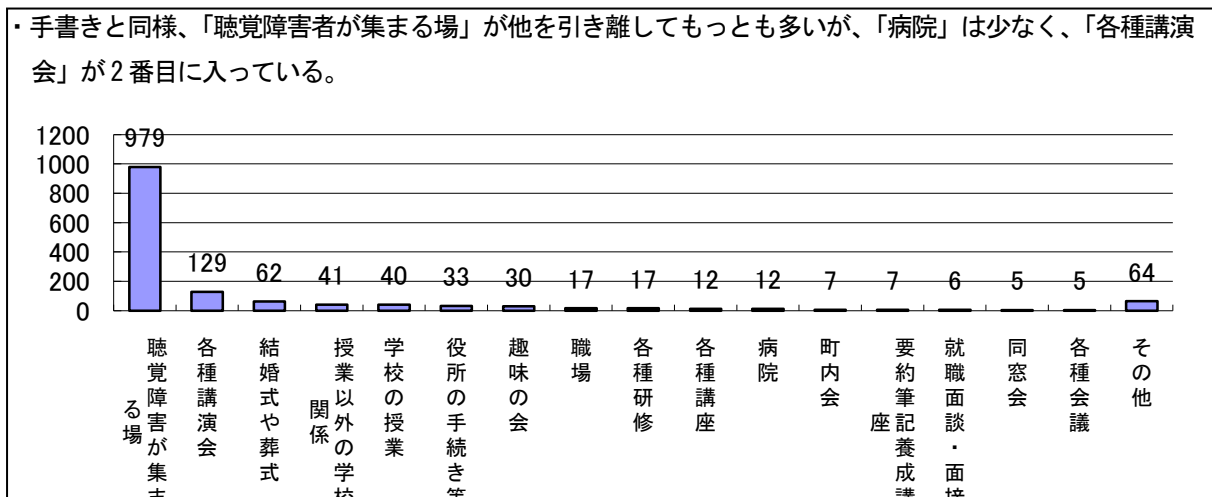
【手書き要約筆記の利用場所(複数回答)】

・「聴覚障害者が集まる場」が他を引き離してもっとも多く、「病院」「役所の手続き等」と続く。



【パソコン要約筆記の利用場所(複数回答)】

・手書きと同様、「聴覚障害者が集まる場」が他を引き離してもっとも多いが、「病院」は少なく、「各種講演会」が2番目に入っている。

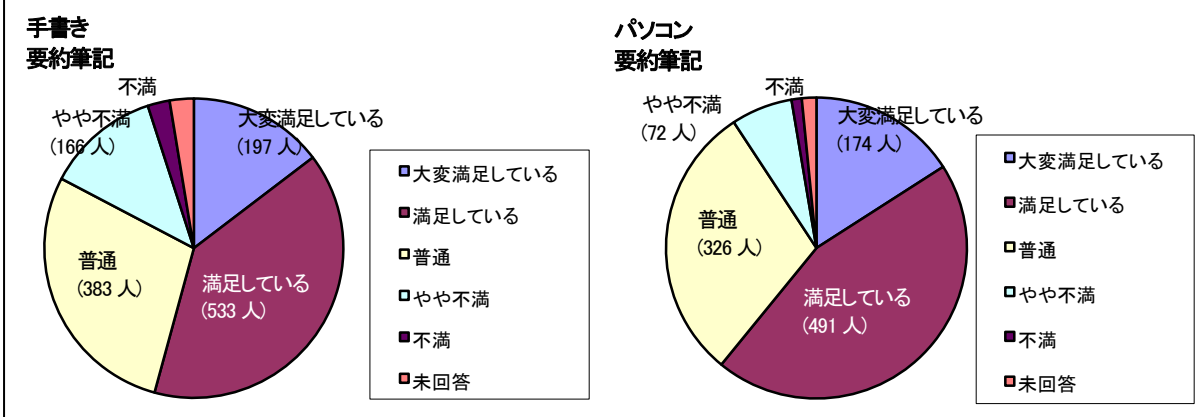


## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

要約筆記への満足度については、手書き、パソコン共に「大変満足している」と「満足している」をあわせた声が、「やや不満」と「不満」をあわせた声をはるかに上回っています。しかしその一方で、不満の理由として回答者が記述した内容は、技術の水準やばらつきに関するものが多く、現在の要約筆記の専門性にかかわる切実な要望ということが出来ます。以下、手書きとパソコンのそれぞれについて、満足度を示すグラフ、そして満足・不満それぞれの理由（記述式）を紹介します。

### 【どの程度満足しているか】

- ・手書き要約筆記の利用者で「大変満足している」「満足している」の合計は730人(54.24%)。一方、「やや不満」と「不満」の合計は198人(14.71%)である。
- ・パソコン要約筆記では、「大変満足している」「満足している」の合計は665人(60.89%)。一方、「やや不満」と「不満」の合計は84人(7.69%)である。



### 【手書き要約筆記について「大変満足」「満足」を選んだ理由】（記述式。原文のまま。以下同じ）

- ・話の内容が分かり、社会参加できるようになった。
- ・要約筆記者の質も良くなった。皆さん、熟達している。
- ・中途失聴・難聴者は書かれた事がすべてですが、スクーリング、研修会、個人派遣よく分かった。
- ・職場の研修（講演も含む）にも使うことが多いが、専門語の多い中、十分に情報提供してくれている。
- ・病院でのノートテイクをわかりやすく書いてくれて、大変理解できた。
- ・要約筆記者さんのお陰で、引きこもりが治って前向きになれた。
- ・生徒の情報保障という点で、大いにやくだっている。進路学習会など一定の効果をあげている。
- ・手書要約筆記は、目が疲れない、見やすい、名前地名にフリガナをつけてくれる。
- ・話の内容の大事なところを、分かりやすく書いてくれれば良いと思っているので、満足です。
- ・まったくなかった時を思えば、理解できることがうれしい。感謝している。
- ・100%の情報保障ではないので、いまは、ここがベストだ。

### 【手書き要約筆記について「やや不満」「不満」を選んだ理由】

- ・同時性の問題。字が読みにくい、書体が変わる、誤字が多い、書く位置が低い。
- ・内容が半分くらいしか書かれていないような気がする。
- ・情報量と即時性に少しもの足りなさを感じる。やむを得ないが。
- ・あまりおおく要約しすぎて笑えるところも笑えない。むなしさを感じる。
- ・くせ字で読めない。要約せずに全て書こうとして、話の内容がつかめない。

- ・要約筆者によりバラツキがあり、ストレスを感じたり、イライラする。
- ・基本的に要約筆記では情報(相手の話)全部は伝えられないことは承知している。しかし、もう少し情報量を増やせると思うし、そうあってほしい。骨組みだけでなく。
- ・専門性に特化されていない。ボランティア意識がつよい。要約ができていない。
- ・個人利用が出来ない。手続きが難しい。とくに、町内会、結婚式など気軽に頼めない。
- ・利用者と要約筆者との間に溝がある。

【パソコン要約筆記について「大変満足」「満足」を選んだ理由】

- ・リアルタイムに多くの言葉が聞けて理解しやすい。
- ・情報量が多い。(一度に多く表示される。) 見た目が良い。(同じ字体で読みやすい。) 健聴者が見ても、容易に理解できるだろう。
- ・手書要約筆記にくらべて、話者の意志が伝わってくる。
- ・自分の結婚式にパソコン要約筆記を利用したが、それぞれの挨拶が伝わり感動した。
- ・授業内容が、とてもよく分かり、安心して授業を受けられる。データを印刷してくれて便利である。
- ・手書のノートテイクも良かったが、パソコン要約筆記では、さらに、講師の話、質問への即答ができる。
- ・読みやすく、タイムラグがない。リアルタイム通訳ができています。
- ・パソコン要約筆記は、最高です。要約筆記の主流になると思う。

【パソコン約筆記について「やや不満」「不満」を選んだ理由】

- ・一時に多い文字がでるので、読む速度がおくれる。
- ・文字数は多いが、誤変換が多い。
- ・全文通訳だが、何を言ってるのか理解できないときがある。
- ・表示速度が均一でない。一度に(表示文字が上に=引用者注)あがって、読みきれないときがある。
- ・誤字、脱字の修正が、すぐにできない。行間、改行の工夫もない。
- ・文字数が多いから良いともいえない。要約して、明解な表示がほしい。
- ・長時間付き合っていると、目が疲れる。伝達に不要な部分も読まされていると思う。

さて、ブラッドショー(Bradshaw, J. A)は、福祉サービスにおけるニーズを分類し、専門家が認めた「ノーマティブニード (normative need)」のみならず、サービスの利用者が必要性を感じている「フェルトニード (felt need)」、そしてその利用者がさらに一歩進んで、必要であると表明した「エクスプレストニード (expressed need)」の重要性に触れています。専門家が認めた、あるいは制度化された要望は、往々にして福祉サービスの利用者の声を十分に反映していない場合があります。その意味でも『ニーズ報告書』に現れた要望はもちろんのこと、全国各地で要約筆記を利用する中途失聴・難聴者の声を、適切かつ具体的なサービスに結びつける必要があることはいまでもありません。そのためには、全国どこでも、いつでも、必要とされる場で必要なだけ、一定の技術レベルを有する要約筆記の担い手が養成される方向性を見いだす必要があります。

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況

### 3 要約筆記従事者養成の取り組み

#### (1) 社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

##### ● 団体の概要

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
〒162-0066 東京都新宿区市谷台町1 4番5号MSビル市ヶ谷台1階  
電話 03-3225-5600 ファックス 03-3354-0046

昭和53年に、前身の「全国難聴者連絡協議会」が結成され、平成3年に社団法人の認可を受けました。全国の難聴者・中途失聴者（以下「難聴者等」という）に対する施策の充実普及のための諸事業を行ない、難聴者等のコミュニケーション手段等に関する調査研究を行なうことにより障害者の社会的地位の向上と福祉の増進及び社会参加の促進に寄与することを目的としています。

##### ● 要約筆記従事者養成に関わる取り組みについて

###### 1. 要約筆記事業について

当会は、2004年度と2005年度に「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」（以下、要約筆記研究事業という）を行ないました（独立行政法人・福祉医療機構（長寿社会福祉基金）助成事業）。この2年間の事業で、社会福祉基礎構造改革の流れの中で、社会において求められる要約筆記（通訳）者のあり方について検討し、以下の3つにまとめました。

- (i) 要約筆記（通訳）についての基本的な考え方
- (ii) 要約筆記（通訳）者の到達目標
- (iii) 要約筆記（通訳）者養成のための「要約筆記者養成カリキュラム」

なお、この要約筆記研究事業が開始された当初「要約筆記奉仕員」と明確に区分する意図で「要約筆記通訳者」としましたが、その後「障害者自立支援法」の中では「要約筆記者」とされたので、事業の途中から「要約筆記者」という名称で統一しました。

###### 2. 要約筆記（通訳）についての基本的な考え方

(1) 要約筆記についての基本的な考え方を整理する作業は、日本の社会福祉制度が、いわゆる措置制度から脱却し、当事者主体の制度に移行しようとしていた時期に行なわれました。本要約筆記研究事業では、この社会福祉の変革に対応し、社会福祉事業としての役割に耐える要約筆記のあるべき姿を検討し、次の2つの考え方にまとめています。

###### [A] 権利擁護のための要約筆記

これは、要約筆記がこれを必要とする聴覚障害者の人権を擁護するためにあるということです。聞こえない人が、聞こえないことによる不利益や不都合を受けない社会を作る。つまり、聞こえない人にも、聞こえる人と同じように情報が入る状態を作り出す、これが権利を擁護する第一歩である。聞こえない人が聞こえる人と同じスタートラインにつける、それは、私たちの社会が戦後一貫して求めてきた基本的人権の保障に他ならない。障害者の権利擁護は、個人の善意や篤志によって支えられるものではなく、制度的に保障されるべきだという理由はここにあるのです。

### [B] 通訳行為としての要約筆記

聞こえない人に音声情報を何らかの形で伝えるという行為（以下、情報の保障）は、大きく分けると次の2つがあります。

[1] 手話通訳や要約筆記などによるその場の情報の保障

[2] 字幕や記録など、前もって準備できるか、繰り返し利用可能な情報保障

いずれの情報保障も、聞こえない人、聞こえにくい人にとっては重要なものです。これらの情報保障の活動は、これまでも広く行なわれてきました。そうした様々な活動の中から、社会福祉事業として位置づけられている要約筆記事業の精査をこの研究事業のなかで行いました。

上述した聴覚障害者の権利擁護のためには、通訳として機能する要約筆記が必要です。コミュニケーションの成立を支援できなければ、聞こえる人と同じスタートラインに立ち、この社会で不都合なく過ごすことは難しいといえます。その場の情報を保障してコミュニケーションの成立を支援する行為とは通訳行為に他なりません。要約筆記が通訳行為であるとは、話し手が話し言葉によって意図した意味内容を、要約筆記者が理解し再構成することであり、要約筆記者が理解したものを利用者がコミュニケーションに利用しうるように書き言葉で書き表わしていくことになります。

この「通訳行為としての要約筆記」を、一つの専門性を持った行為として取り出し、整理してきました。なお、情報保障を行なうさまざまな行為にはそれぞれの専門性がある。通訳としての要約筆記にだけ専門性があるのではなく、字幕製作には字幕製作の専門性があります。要約筆記研究事業では、通訳行為としての要約筆記の専門性について議論し、整理したものです。

### 3. 要約筆記（通訳）者の到達目標

上記の二つの大きな考え方に基づく要約筆記者の到達目標は次の5点に集約されます。

[1] 社会福祉の理念を理解していること

[2] 「通訳」という行為に対する自覚的な理解をしていること

[3] 要約筆記技術をもって通訳作業を実現できること

[4] 対人支援に関わる者としての自己育成ができること

[5] 聴覚障害者の権利擁護の観点から通訳できること

権利擁護のための要約筆記、通訳行為としての要約筆記を実現するため必要なものは何かと考えて、この5つの到達目標を定めました。

単に要約筆記技術を身につけているだけでなく、社会福祉の理念を理解しその上でコミュニケーション支援としての要約筆記について自覚的な理解をしていることは、社会の中での要約筆記を正しく位置付ける活動をするために必要だと考えたからです。また、要約筆記が対人支援という側面を持つことに着目し、支援を受ける人との関係を、要約筆記者の側の「自己育成」という観点から捉えました。自ら成長しようとする人でなければ、他者を本当の意味で支援できないと考えられるからです。そして、全体を包み込むいわば大枠として、聴覚障害者の権利擁護の観点から通訳できるということを到達目標の最後に置きました。

### 4. 要約筆記（通訳）者養成カリキュラム

こうして抽出された要約筆記（通訳）者の到達目標を達成するために必要な内容を整理して、要約筆記者養成カリキュラムが作られました。

**※カリキュラムは、資料 121～4 ページに掲載。**

このカリキュラムは、上記の到達目標を達成するためにどのような知識と技術を学習者が身につけるべきかという観点から構成しています。同時に、その知識と技術を学ぶ順序が、学習者の理解

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全難聴)

として積み上げられるために重要である点からも検討し、その順序と時間配分を決定しました。

このカリキュラムでは、実際に自分で書く(入力する)単元(第4講)までの第1～第3講に18時間が充てられています。座学ばかりで受講生の意欲が減退するのではないかという議論も要約筆記研究事業の中ではなされました。しかし、初期の段階で安易に実技を取り上げて受講生の興味を引く、といった対応を採りませんでした。要約筆記を学ぶ意味やその役割の重要性を学び、しっかりとした土台を築き上げてから、要約筆記における表記(第4講)や要約筆記のそぎ落とし(第5講)などを学ぶ必要があると考えたからです。これらの順序には明確な理由と必然性があるのです。

このカリキュラムの前半、第1講から第6講までを教えるためのテキストが、「要約筆記者養成テキスト(前期)」です。このテキストは、要約筆記者養成講座で用いられることを想定して作られました。このうち、特に第1講、第3講、第6講に対応した各章は、それぞれの専門家により執筆されました。到達目標を考えると、専門家の力を借りて、例えば日本語の特徴について学ぶ、日本の社会福祉について学ぶ、ということが必要と考えたからです。

### 5. 要約筆記者養成と要約筆記奉仕員養成とについて

昭和56年にいわゆるメニュー事業として養成が始められた要約筆記奉仕員は、聴覚障害者の社会参加促進事業に位置付けられてきました。この事業の法律的な位置づけは、個人の善意や篤志に重きを置いた「社会福祉に関する活動」でした。他方、要約筆記は、2000年に手話通訳事業の一部として、第2種社会福祉事業に認定されています。これは、要約筆記が「社会福祉を目的とする事業」として位置付けられたということを意味します。

では、社会福祉を目的とする事業としての要約筆記を担うのはどのような要約筆記者なのか、これが要約筆記研究事業で取り組んだテーマです。要約筆記者は、社会福祉制度として実現されるべきコミュニケーション支援を担う存在であり、聴覚障害者の人権を擁護する存在であるという考え方を根底に置き、要約筆記者の到達目標と養成カリキュラムが策定されたのです。

したがって、カリキュラムやテキストの内容は「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」(基礎課程、応用課程)及びそのテキストとは大きく異なります。要約筆記者の到達目標は、要約筆記奉仕員養成カリキュラムにおける要約筆記奉仕員の到達目標とは一致しませんし、要約筆記奉仕員の到達目標の延長上にあるともいえません。具体的な違いを挙げてみます。

第1に、要約筆記者の養成では、「社会福祉の理念を理解していること」という観点が到達目標の一つとして明確にされました。要約筆記奉仕員の養成カリキュラムでも聴覚障害者に対する社会福祉施策という項目は学びましたが、これは聴覚障害者のための福祉施策を個別的に学習するもので、社会福祉の考え方そのものを学ぶというところまでは考えられていませんでした。障害者の権利擁護のための要約筆記を実現するという観点から、要約筆記者養成では社会福祉の理念が必須の学習項目であると考えられました。

第2に、要約筆記者養成では、「通訳としての要約筆記」という観点が一貫していることが挙げられます。要約筆記奉仕員養成テキストでも「要約筆記は通訳活動です」といった記述はありますが、その一方で「話し手の言葉を生かす」ことが重要視されています。話し手の言葉を使うことは通訳としての要約筆記、つまり「話し手の意図した意味内容を要約筆記者の理解と再構成により伝達すること」と多くの場合は相容れないものです。要約筆記では話し言葉と書き言葉の速さのギャップが常に問題とされてきました。しかし、そのギャップを「要約」によって埋めると考えるのではなく、要約筆記者養成では「通訳行為」によって乗り越えると考えています。話し言葉によって表現された話し手の意図を要約筆記者が受け止め、利用者が利用できる形で書き言葉により再構成をし

ていくと考えるのです。そのためには、日本語についての知識と運用の高い能力が求められます。要約筆記者養成カリキュラムでは、この観点から日本語の学習についても6時間を確保しています。

第3に、こうした「理解と再構成」は一人の要約筆記者が主体となっていくことであり、これを確実にを行うことを最優先させた要約筆記者養成では、二人書きを採用していません。要約筆記奉仕員の養成では、応用課程の中心は二人書きの習得にありました。これは要約筆記奉仕員の養成が話し手の言葉を生かすことも目標の一つとしており、そのために文字数の増加を図ろうとしているためでした。しかし、その前提としての「一人で要約筆記ができるという条件」は、基礎課程の到達目標とはされていなかったのです。二人書きを指導するのであれば「一人で要約筆記ができる」という到達目標がまず実現されなければならないでしょう。この観点から、要約筆記者養成では二人書きの学習を含めていないわけです。

第4に、要約筆記者養成では、コミュニケーション支援の観点からコミュニケーションにおける伝達の意味を学び、また対人支援の観点から要約筆記者の役割についても学びます(第9講、第13講)。コミュニケーションの本質を学び、対人支援のあり方、支援の意味についても学ぶことで、より適切な支援を実現していこうとかがえているのです。

最後に、制度上の責務についての違いをあげてみます。要約筆記奉仕員は、その制度上の位置づけが「奉仕員制度」であって、身につけた技術でそれなりの支援をする人といえます。ですから、認定試験などは想定されていません。これに対し、要約筆記者は、必要な知識と技術について一定の基準を満たすことが求められているという違いがあります。したがって、要約筆記者養成では、認定試験を想定しています。現状では、要約筆記者の認定試験については、全国規模の実施主体などは存在しませんが、整備される必要があると考えます。

### 6. 必要な科目

必要な課目として、以下の内容が整理されました。

#### (1) 社会福祉

要約筆記をコミュニケーション支援ととらえ、専門性を持つ社会福祉サービスの一環として認識するためには、必要不可欠な知識である。国際的な社会福祉の潮流と日本の福祉施策、障害者観の変化、今後の展望などを学ぶ。

#### (2) 聴覚整理

通訳対象者の「聴覚障害」を憐憫や同情でとらえないために、客観的な知識が必要である。聴覚の仕組みを医学的に理解することは対象者の障害の理解、要約筆記の通訳行為の理解にもつながる。

#### (3) 日本語学習

要約筆記が日本語間の通訳行為を担うため必須の知識である。音声言語より文字言語は学習が必要であり、受信・発信ともに日本語で行う変換作業を的確に行うためにも日本語の知識を学び、運用力を高めることは必要である。

#### (4) 人権学習

要約筆記が聴覚障害者の権利擁護であることを理解するためには、日本国憲法を始め、「人権」に関する学習を取り入れる。自然権としての基本的人権思想の誕生から権利獲得の歴史を学ぶことを通じて、社会福祉観につながる学習となることを期待する。

#### (5) 手話及びろう運動

ろう運動と共生者としての手話通訳者の運動の歴史を学ぶことで、難聴者運動を進める視点の学習することが目的である。ろう者、中途失聴者、難聴者の特性からくる運動の展開の違いも比較で

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全難聴)

はなく現実的課題としてとらえることで、現場での対応、要約筆記者のあり方が問われる。

### (6) コミュニケーション論

要約筆記がコミュニケーション支援であるという側面からだけではなく、一般的なコミュニケーションに関する学習は、言語や通訳という概念を整理するうえで必要である。

### (7) 対人援助論

社会福祉分野サービスに関わる上で不可欠の課目である。人が人を援助することを感情や経験のレベルではなく、理念的に学ぶ必要がある。カウンセリングや観察技術の初歩を学ぶことで、自己育成の意識につなげる。

### (8) 要約筆記の知識と技術

要約筆記の方法、三原則、歴史などの知識は必須であるが、その上で要約筆記が通訳行為であるという「目的と役割」は確実に理解する。「話し言葉」の学習は要約筆記の目的に照らして技術指導につなげるために必要である。「表記」、「要約」以前の「聞き分け」は基礎的な技術であり、「チームワーク」とともに考え方と技術の定着を図る。「ノートテイク」では全体投影の要約筆記との共通点と差異を学び、個人への援助の意識と実践的な技術の習得を目指すものである。

## 7. 事業の経過と内容について

### 16年度

#### 「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」

##### 1 事業概要

各自治体で実施されている要約筆記奉仕員養成は、平成11年のカリキュラム通達後も講習内容・時間数・修了の条件もまちまちだった。まず現行の要約筆記事業について調査アンケートおよび現地ヒアリング調査による実態の把握・集計・分析をし、要約筆記レベルの確認を行った。それを受けて、要約筆記の通訳活動に必要な理論の集約・技術の標準化を図るべく研究、提言を行った。

##### 2 事業の内容

#### 事業の実施体制等

事業の実施（調査・研究）には、要約筆記利用者の立場から当会要約筆記部員、また要約筆記者の立場から全要研会員をはじめとする要約筆記者、外部の学識経験者、手話関係者（全日本ろうあ連盟、日本手話通訳士協会）を構成メンバーとする「要約筆記通訳者の養成等に関わる調査研究委員会」を設立した。親委員会に当たる「事業委員会」とその下に2つの作業委員会「調査委員会」「研究委員会」を組織し、作業を進めた。

調査委員会は要約筆記の養成と派遣事業の実態を把握するために調査アンケートの実施・集計分析、現地調査（ヒアリング）を担当。研究委員会は要約筆記の理論的定義、要約筆記技術の標準化を担当。事業委員会は両委員会からの報告を受けて提言として報告書の作成を担当した。

#### 事業の内容

事業を推進するにあたり、委員会構成は親委員会である事業委員会、その下に調査委員会と研究委員会を配置した。委員には要約筆記利用および情報保障を担う関係者のみならず、同じ聴覚障害者に対するコミュニケーション保障手段としての手話および手話通訳を対比させる意味においても、ろう団体代表者および手話通訳士の立場で事業への参画を求めた。

事業委員会は計3回開催、事業全体の方向性を見定め、配下の2委員会の議論過程を掌握するとともに場合によっては助言等を行い、結論を統括し提言としての報告書の作成にもその責を負った。



調査委員会では、要約筆記の養成と派遣事業の実態を把握するために調査アンケートの実施・集計分析、現地調査（ヒアリング）を担当した。アンケートは全都道府県および政令指定都市を対象に書類を送付して、書面による回答を求めた。また市町村で養成または派遣を行っている箇所については都道府県を通じて依頼した。その結果を集計・分析して、さらに重点的に調査するために現地調査（ヒアリング）地点を10箇所程度選定して、調査員が赴いた。その結果は要約筆記の実態を示す具体的事例として報告書にも記載した。

研究委員会では、まず要約筆記の定義の再確認と要約筆記が持つさまざまな側面の議論を行った。また現在各地で行われている要約筆記養成講座の講座内容と指導方法などを、調査委員会からの報告を踏まえて確認作業を行い、現奉仕員の要約筆記者としてのレベルの到達度の確認をした。その上で、奉仕員ではなく通訳者として求められる水準の定義と、そのための養成カリキュラム案の策定を手書きとパソコン要約筆記共通部分とそれぞれの専門分野とに分けて行った。

また昨今の障害者福祉施策の変革に絡めて厚生労働省による「改革のグランドデザイン案」が要約筆記にどう影響を与えうるかの分析も行った。

### 事業の成果等

この事業は、厚生労働省が平成16年10月に発表した「改革のグランドデザイン案」とそれを基にした「障害者自立支援法案」提出に至る、障害者福祉全体の変革期と符合した。聴覚障害者福祉、とりわけ難聴者にとってのコミュニケーション保障手段である「要約筆記」事業の変化に合わせて“奉仕員”としての位置づけから“通訳者”としての地位の確保と技術レベルの底上げ、そのための当事者研修や認定制度の導入など、早急に検討すべき課題への足がかりが得られた。

+++++

## 17年度

### 「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」

#### 1 事業概要

障害者自立支援法の成立により、要約筆記事業は地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として、大きな転換を迎えることになる。全難聴は、難聴者・中途失聴者の自立に欠かせないコミュニケーション支援の担い手として、要約筆記奉仕員制度から要約筆記「者」制度への移行、および通訳者としての要約筆記者に求められるべき役割等の確立のために、平成16年度・同事業の成果を踏まえ、要約筆記者養成のためのカリキュラムとテキストの開発を目的とする事業を行った。

#### 2 事業の内容

##### 事業の実施体制等

事業の実施（調査・研究）にあたっては、要約筆記利用者の立場から当会要約筆記部員、また要約筆記者団体および要約筆記者の立場から全国要約筆記問題研究会および地域での登録要約筆記者、外部の学識経験者、手話通訳関係者（全日本ろうあ連盟推薦）を構成メンバーとする「要約筆記通訳者の養成等に関わる調査研究委員会」を設立した。親委員会に当たる「事業委員会」とその下に実務に携わる「養成・指導委員会」を組織し、作業を進めた。

養成・指導委員会では、要約筆記に関わる研究や養成等の指導経験豊富な構成員による実務的な体制を敷いて鋭意作業を進めた。

##### 事業の内容

養成・指導委員会のはべ11回の委員会開催のほかインターネットの「グループウェア」導入による活発な議論展開の中で執り行われた。

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全難聴)

委員会では、要約筆記者を養成するために必要な「養成カリキュラム」とそれに基づくテキストの構成案を提示することを目標にした。そのためにまず要約筆記とは何か、要約筆記者の役割はなにかを改めて定義を行い、現任要約筆記奉仕員が今後、要約筆記「者」になるために求められる到達点を討議した。以下の5つの到達目標を設定した。

①社会福祉の理念を理解していること、②「通訳」という行為に対する自覚的な理解をしていること、③要約筆記技術をもって通訳作業を実践できること、④対人支援に関わる者としての自己育成ができること、⑤聴覚障害者の権利擁護の観点から通訳できること、である。

その結果に基づき、要約筆記者養成のカリキュラムは2年間かけてのべ108時間の養成を行う内容となった。そこには聴覚障害に関わる基礎知識、要約筆記の知識、技術だけではなく、通訳者としての対応、対人援助や聞こえない人への権利擁護まで踏み込んだ密度の濃いものとなった。また、そのカリキュラムに基づいた受講者用のテキストの構成案を示し、次年度にテキストの発行と、要約筆記指導のあり方の研究、指導者養成講座開催につなげていくための道程をつけた。

### 事業の成果等

障害者自立支援法成立を受けて、要約筆記事業は、市町村による要約筆記者派遣事業と都道府県による要約筆記者養成、広域支援事業として実施されることになる。

この新しい体制に適応すべく、要約筆記とは何か、要約筆記者の役割はなにかを改めて社会に提示できたのは大きな成果といえる。要約筆記者養成のカリキュラム（2年間、のべ108時間）とそれに基づいたテキストの構成案は、新しい要約筆記制度の普及にあたっての基盤になると自負する。

### 17年度

#### 「要約筆記通訳者の認定等にかかる研究事業」

##### 1 趣旨・目的・効果等

今後の障害者福祉サービスは専門性のある担い手が支えるようになり、要約筆記事業も専門性を持った要約筆記通訳者の養成と派遣が求められている。

各地で実施されている要約筆記奉仕員養成講習会の多くは、厚生労働省のカリキュラムの内容に沿って実施されておらず、時間数も不足がちで、修了時点での到達度は十分ではない。現登録奉仕員の知識・技術を全国的に一定の評価基準で把握し、今後の制度改正に対応できるようレベルアップさせる必要がある。現在の要約筆記事業の担い手である要約筆記奉仕員を要約筆記通訳者として認定することを想定し、そのための認定基準、認定方法等に関する研究を進めた。併せて現在の登録要約筆記奉仕員の通訳者認定に向けてのレベルアップを図るための補習研修についても検討した。

##### 2 事業内容

事業を総括する「事業委員会」を設置し、その元に2つの専門委員会を設ける。

###### ・認定試験対策委員会

現任要約筆記奉仕員を派遣事業に対応する要約筆記「通訳者」としての認定を行うために必要となる、認定試験実施の要綱案作成・試験実務等の検討を行った。すでに実績のある手話通訳者試験の経験者を交えた専門委員会を設立して作業を進めた。「モデル認定試験」を2月4日に国立身体障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢）および京都市聴覚障害言語センターで同時に実施した。その結果を検証し、課題を提示した。

###### ・補習研修対策委員会

要約筆記奉仕員を「通訳者レベル」の水準に平準化するために必要となる補習研修について、その対策と研修要綱を策定するための専門委員会を設立して作業を進めた。現行の要約筆記奉仕員カ

リキュラムの実施状況がまちまちな現状を踏まえて、補習のレベルや補習メニューなどの実施要綱(案)を作成して都道府県を通じて受講生を募った。12月に東京・日本青年館で、1月に京都市聴覚障害言語センターでそれぞれ2日間の研修を実施し、採点・課題等の総括を行った。

### 3 成果物

「要約筆記者認定への提言」 ～要約筆記通訳者の認定等にかかる研究事業報告～

+++++

18年度

#### 「要約筆記通訳指導者養成等事業」

##### 1 事業概要

障害者自立支援法の成立により、要約筆記事業は地域生活支援事業内のコミュニケーション支援事業として位置付けられた。難聴者・中途失聴者等の自立と社会参加に欠かせないコミュニケーション支援に係わる研究の一環として、新制度に則った要約筆記者養成についての研究を行い、その養成のための指導案と受講者用テキストの開発を進め、さらに指導者養成講習会を開催し、今後の要約筆記事業の展望を示すために総括を行なった。

##### 2 事業の内容

###### (1) 事業の実施体制等

事業の実施(調査・研究)にあたっては、要約筆記利用者の立場から当会要約筆記部員、また要約筆記者団体および要約筆記者の立場から全国要約筆記問題研究会および地域での登録要約筆記者、さらに外部の学識経験者、手話通訳関係者(全日本ろうあ連盟推薦)、聴覚障害者情報提供施設関係者等を構成メンバーとする委員会を設立した。親委員会に当たる「事業委員会」は全般的な事業実施方針を確認しつつ指揮を執り行い、その下に指導方法の研究やテキスト・DVDを制作する実務に携わる「養成指導研究委員会」と、指導者養成講習会を企画し実施する「養成講座企画委員会」を組織して作業を進めた。

###### (2) 事業の内容

事業委員会は計3回、養成指導研究委員会は計8回、養成講座企画委員会は計3回開催し、委員会開催以外にも恒常的に議論の進行を図る必要性があったことから、インターネット上の電子会議室(グループウェア)導入による活発な議論展開の中で事業が進められた。

養成指導研究委員会では、まず要約筆記養成のための指導内容について研究を進め、その結果として「指導案」を提示することとした。またこれと並行して「テキスト」の制作に取り掛かった。これは指導者養成講習会でまず活用され、その後全国各地で展開されるであろう要約筆記者養成現場での活用を念頭に置かれた。昨年度の当該助成事業で提示された要約筆記者養成カリキュラム案に基づいて、テキストの構成を検討し、執筆者の選定、原稿の整合性チェックなどの作業を進めた。また講師等の確保が困難な専門分野の講義を中心に、ビデオ講義を採用することを決定し、補完DVDを合わせて刊行することとした。

養成講座企画委員会では指導者養成講習会の開催方法を検討し、養成指導研究委員会から提示された指導案を基に、のべ28時間(4日間)の講習会カリキュラムを組み立て、都道府県の担当部署を通じて計120名あまりの受講生(今後指導にあたる人)を推薦してもらった。年末から1月にかけて東京・京都(滋賀)の東西2会場にて前半2日間・後半2日間の計4日間、のべ28時間の指導者養成講習会を実施した。

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全難聴)

その結果に基づいて指導のあり方、養成講習会開催のあり方を総括し、研究を深める提言も行った。

### (3) 事業の成果等

障害者自立支援法成立を受けて、要約筆記事業は市町村による要約筆記者派遣事業と都道府県による要約筆記者養成・広域支援事業として実施されることになった。コミュニケーション支援として、中途失聴・難聴者等の権利擁護の手段でもある要約筆記がより社会に認知され普及が図られることを願って、関係各方面にこの要約筆記者用養成テキスト・DVDの活用を働きかけていく。

#### 3 活動写真及び成果物

1. 「要約筆記者養成の充実を図るために」～ 要約筆記通訳指導者養成等事業 報告書 ～
2. 「要約筆記者養成テキスト」
3. 指導者養成講習会の実施
4. 「要約筆記者養成テキスト 補完DVD」

## ● その他

### 1. 要約筆記奉仕員カリキュラムの通達

「要約筆記奉仕員」の養成カリキュラム(52時間)は、平成11年厚生省から全国3300の市町村に通達され「奉仕員」という意味づけが定着しました。それまでは全国でばらばらに養成されている状況でした。その後は障害者社会参加促進事業としてカリキュラムによる養成と派遣が行われるようになり、都道府県や市町村でも単独、あるいは広域事業として取り組む自治体もでしたが、メニュー事業であることから、実施はされても養成時間数の確保はなかなか進みませんでした。

このカリキュラムでは養成講座担当講師例として中途失聴・難聴者も挙げられたため、難聴者協会が組織的に養成講座に関わる傾向に拍車がかかり、難聴者講師の養成に力を入れる協会も出ました。

### 2. 難聴者と要約筆記

要約筆記が、「奉仕員」で担保されない点は通訳としての専門性です。2000年には要約筆記が第2種社会福祉事業として法定化されたあとも、それに見合う「通訳者」の養成が行われてこなかったというねじれがありました。

障害者自立支援法施行後も、「奉仕員」がコミュニケーションの仲介、意思疎通を図る通訳者として活動している現状は残されています。そのうえ、「通訳者」としての責任を求められる派遣事業に従事し、身分保障だけでなく所得補償までもないという劣悪な環境に置かれています。

難聴者団体にとって、集団でのコミュニケーション保障には要約筆記は欠かせません。だからこそ、養成事業にも関わってきたといえます。その集団、団体に対する派遣が障害者自立支援法を契機に全国各地で打ち切りとなりました。これに対しては早急に難聴者の大運動を展開する必要があります。

要約筆記に対する個々の難聴者の受け止め方、利用の仕方は様々です。要約筆記だけという方や補聴器や人工内耳の聞こえとあわせて補助的に利用する方もいます。しかし、難聴者は通訳を使って自己の利用目的や、役割を果たすという意識を持って利用する必要があることはいうまでもありません。

難聴者は、障害の程度に応じた障害受容と、それに見合うコミュニケーション方法の獲得、習得が必要です。要約筆記、手話、読話、補聴器、人工内耳、補聴援助システムなどをとってみても、習得と工夫がなければ、どれ一つとして十分に情報を獲得することは難しいといえます。

筆談では、書く力、伝える力、読み取る力を養うとともに、一般社会でも積極的に自分から筆談で自分のサポート方法を訴えることが求められます。筆談を広めるには、筆談を実践するのが一番の啓

発につながるからです。

コミュニケーションは相手との相互作用ですから、聞こえない本人のみの努力ではなく、相手側の歩み寄りが必要ですが、そうした理解や工夫を引き出す力も、難聴者は身につけていかなければなりません。コミュニケーションの満足は、聞こえないことを理由に、ただ、与えられるのを待っていても得られないのです。長い時間も必要ですが、自らで獲得していく姿勢が大事になってきます。

要約筆記者が必要な場面では、積極的に利用する姿勢が必要です。聞こえない不便を我慢したり、あきらめたりしないよう難聴者団体の果たすべき役割はたくさんあると思います。要約筆記事業も、利用実績が少なければ予算がつかなくなり、制度がなくなってしまうこともありえます。30 数年間に亘りかかわってきた要約筆記関連事業を発展させ、利用拡大をしていくには、利用者自身の権利意識が鍵になってきます。難聴者が利活用する行動を起こすことが、難聴者の活動を支え要約筆記者の活動を支えることにつながります。そのために、全難聴では、難聴者団体そのものがエンパワメントされるよう今後の活動を図るつもりです。

## (2) 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

### 【団体の概要】

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会（略称；全要研）は、1980（昭和 55）年、第 1 回全国要約筆記関係者懇談会（大阪）の開催を契機として今日に至っています。この全国要約筆記関係者懇談会は、1983（昭和 58）年に「全国要約筆記問題研究会」として改組されたのち、2003（平成 15）年には特定非営利活動法人の認証を受けました。非営利・営利活動を通して聴覚障害者の音声バリアフリー社会の構築を目指しています。

組織運営の体制として、執行機関としての理事会と 7 つの常置委員会（組織活動・災害対策・集会企画・情報広報・研究出版・機械入力・講座講師養成）があります。さらに、47 都道府県に 50 の支部（北海道に 4 支部）をもち、全国を 11 のブロックに分けて地域での活動の推進を図っています。

発足当初は、要約筆記サークルのみを正会員とする団体会員制をとってきましたが、2001（平成 13）年からは個人会員制に移行し、法人化以降、「正会員」「賛助会員」あわせて 1600 余名の規模で推移しています。愛知県名古屋市と東京都新宿区に事務所を置き、全国の会員や関係機関との活動の連携・協働、および連絡調整や、全国各所からのさまざまな問い合わせ、要約筆記関係物品の販売等に応じています。

会の名称にあるように、「要約筆記」に関連する活動は歴史的にも規模的にも大きいですが、もう 1 つの柱として、「字幕」に関する調査研究活動や営利事業としての字幕製作の請負事業も定款に定め、聴覚障害者の情報獲得に必要な文字情報をトータルで支援する体制を整えつつあります。

全要研の概要を語るうえで、要約筆記活動の歴史や要約筆記事業の展開に深く連動してきたことはいうまでもありません。また、難聴者や中途失聴者の全国組織である社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称；全難聴）との長年にわたる連帯も大きな特徴であるといえるでしょう。全難聴が中心となって実施した 1996（平成 8）年の「字幕放送拡充運動」では、全要研も全国で署名活動を展開しました。さらに、「障害者の社会参加を差別する法令の改正運動」が障害者団体で合同して進められたときには、各地で地元の障害者関係団体と活動に取り組みました。要約筆記のみにとどまっていた全要研の活動から、障害者問題全般に目を向け、その解決に向けて他団体と協働する活動に広がりを見せたのは、その後の特定非営利活動法人としての方向性を生み出したものであるといえます。

全難聴とは、2009（平成 21）年度まで、共催事業として、「全国要約筆記問題研究集会」「全国要約筆記研究討論集会」「全国要約筆記指導者養成講座」を開催してきました。ここ数年の協議の結果として、2010（平成 22）年度からは全要研の単独主催になりますが、今後とも全難聴からは協賛としての協力を得て実施していくことになります。

全難聴とは、当事者団体と支援者団体として車の両輪として連携してきました。その連携を図るために、年 2 回の三役レベルによる定期協議が行われており、さらに、必要に応じての理事レベルでの合同会議・学習会等を実施してきました。

その他、関係団体との協働として、財団法人全日本ろうあ連盟・社団法人全日本難聴者中途失聴者団体連合会・全国手話通訳問題研究会・一般社団法人日本手話通訳士協会とともに「聴覚障害者『自立支援法』対策中央本部」（2010 年 1 月から「聴覚障害者『障害者制度改革』推進中央

本部」に改称)を構成してきています(2010年から全国盲ろう者協会も参加)。また、「障害者放送協議会」に参画し、著作権委員会・情報バリアフリー委員会・災害情報委員会の3委員会に委員の推薦をしています。

### 【要約筆記従事者養成に関わる取り組みについて】

#### (1) 前史

オーバーヘッドプロジェクター(OHP)を使った要約筆記の誕生が、それまで孤立していた中途失聴・難聴者の集団化を可能にし、手話をコミュニケーション手段とするろう者とは別の要求をもつ聴覚障害者の存在を社会に知らしめたといえます。そこから、各地で草の根的に生まれていたボランティアによる要約筆記が、1981(昭和56)年に厚生省の障害者社会参加促進事業として「要約筆記奉仕員養成事業」の開始をもたらしました。続けて、1985(昭和60)年には「要約筆記奉仕員派遣事業」が都道府県、市町村社会参加促進事業の選択事業として追加されました。

事業開始以前から要約筆記に関わっていた人たちも含め、全要研は各地の要約筆記サークルの多くを団体会員として迎えることとなります。当時の要約筆記活動の状況から、全要研は、サークル連合会のような形で長く組織が運営されてきました。そのため、全要研は要約筆記に関して指導的・規範的に全国を統一するような意識は持たない「緩やかな共同体」としての歩みを続けてきたといえます。

要約筆記先進地域である京都府、大阪府、名古屋市などでは、当時すでに独自に作られたテキストによる養成講座が実施されていました。その後、要約筆記奉仕員養成事業が全国の自治体で取り上げられ養成講座が開講されるようになりましたが、統一したカリキュラムやテキストは示されておらず、各地域でテキストが作られ、先輩の工夫を示す形での指導が行われてきました。

#### (2) テキスト作成や指導者養成へのかかわり

こうした状況を受けて、全要研は全難聴とともにテキスト作成委員会を作り、1988(昭和63)年に「要約筆記テキスト(初級)」を刊行しました。このテキストには指導書が付いており、各地での養成講座の開講を促す意図がみられます。このテキストでは、要約筆記に関する理論的な裏付けというより、開講のための支援の色彩が強く、講座の参考カリキュラムを示したり、予算の立て方などの実践的な説明も詳しく記述されています。

1993(平成5)年には全難聴とともに、「要約筆記の基本方針」を定め、財団法人全日本聾啞連盟・新光会・全国手話通訳問題研究会・みみより会の関係4団体の了解を得ています。ここでは、前述したテキストによる一定の水準が示されて以降の要約筆記活動の方針を関係者で共有する意図が示されています。

同年から1997(平成9)年まで5年間、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが「全国要約筆記指導者養成基礎講座」(社会福祉・医療事業団助成事業)を実施し、全要研からも実行委員や講師として参画をしてきました。この講座の特徴は、全国の自治体から受講者の推薦を募り、木曜から日曜までの4日間に集中開講され、交通費や宿泊費を主催者負担する点でも画期的な講座であったといえます。5年間、同内容での連続した講座の開催により、全国各地に要約筆記指導者が誕生し、要約筆記奉仕員養成講座の拡充が進んだといえます。ここでは、要約筆記にとって日本語の言語的な力の必要性や通訳者としてのあり方などの講義を通して、高い目的は示されましたが、それ以上の理論化には至りませんでした。

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全要研)

全難聴との共同作業である初級テキストは、1995（平成 7）年に改定されました。ここでは、改定前のテキストには見られなかった「要約筆記は通訳の性質を備えたものであり、その場限りのもの」という観点や、情報量を増やす工夫として「二人書き」や「カットシートの利用」や「パソコン要約筆記への期待」も出されています。しかし、この記述にそっての研究がなされたとはいえず、要約筆記の方法や技術に関しては、依然として各地の取り組みに任されていました。

### (3) 奉仕員養成カリキュラムへのかかわり

1998（平成 10）年秋に、厚生省障害者社会参加推進室（当時）の呼びかけにより、「要約筆記奉仕員養成カリキュラム検討会」がもたれました。全要研からも委員を出し、さらに全難聴とともに作業班を作って、カリキュラム策定に取り組みました。

1999（平成 11）年、半年という短い検討期間ではありましたが、「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」は基礎課程 32 時間、応用課程 20 時間の計 52 時間として策定され、全国 3300（当時）の自治体に通達されることになりました。

このカリキュラムではパソコン要約筆記が初めて取り上げられたほか、当時いくつかの地域で取り組まれていた二人書きが応用課程に組み込まれました。これらは技術的な整理の結果というより、検討会において要約筆記奉仕員のレベルに対する不満や憂慮が難聴委員から示されたことによる側面が大きいといえます。また、52 時間の時間数に対しての激論も交わされています。会議では、52 時間の講座枠を確保できる地域は少ないとして、52 時間のカリキュラムに対しては不安の声も多くありました。しかし、コミュニケーション支援を担えるレベルの要約筆記奉仕員がほしいという声も委員から強く出され、時間数については「妥協はしない」ということで 52 時間カリキュラムが策定されています。

この検討では養成カリキュラムとともに、テキストと指導者用テキスト（いずれも基礎課程・応用課程）が作成されることまでが考えられていました。そのため、その後数年は全難聴とともに、テキスト類の作成とそれに基づく指導者養成講座の開講に取り組むこととなります。要約筆記奉仕員カリキュラムに沿ったテキスト類は、2000（平成 12）年 3 月の「基礎課程テキスト」を皮切りに、同年 12 月の基礎課程対応の「指導者用テキスト」、2001（平成 13）3 月の「応用課程テキスト」、2002（平成 14）年 3 月の応用課程対応の「指導者用テキスト」の順に整備されました。

さらに、これらのテキストを使って指導するための指導者養成講座も、2000（平成 12）年の「指導者養成講座〈基礎課程〉」以降、全難聴・全要研共催により、順次開催されました。しかし、当時の限界として、テキストのこのページをこのように講義するという解説までにとどまり、要約筆記奉仕員としてカリキュラムの到達目標に掲げた技術をどう指導するかには踏み込めませんでした。カリキュラム、準拠テキストの出された後も、当初の平準化を図るという狙いは十分に浸透せず、各地域は地域事情を優先させることになりました。

この時期、2000（平成 12）年に改定された社会福祉法により、要約筆記事業は第 2 種社会福祉事業として位置づけられました。しかし、その認識は全要研、全難聴ともに薄かったため、第 2 種社会福祉事業を要約筆記奉仕員という立場で担い、制度としては守秘義務を負うという矛盾した状況を放置させることになりました。こうした中で、要約筆記に関わる人たちは、地域で個々の頑張りを続けるしかなかったともいえます。



## (4) 全難聴要約筆記事業へのかかわり

2004（平成16）年度、全難聴は「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」（福祉医療機構助成事業）を開始することになり、委員会が構成されました。全要研にも委員の委嘱がされ、事業委員会に理事長、作業委員会としての調査委員会に2名、研究委員会に6名の委員を推薦しています。

翌2005（平成17）年度にも福祉医療機構助成事業として「要約筆記通訳者養成等に関する調査研究事業」は実施され、全要研からは事業委員会に理事長、養成・指導委員会には5名の委員を推薦しています。さらにこの年、全難聴では前年度の研究成果に基づいて、「要約筆記者通訳者の認定等にかかる研究事業」（全国労働者共済生活協同組合連合会助成事業）の委員会も設置し、ここにも全要研から3名の委員を推薦しました。この委員会では、要約筆記奉仕員から要約筆記者への転換を想定した「補習研修」「モデル認定試験」が検討され、それに基づいた企画事業が実施されましたので、それにも協力しました。全要研会員の多くも、この補習研修とモデル認定試験に参加しています。

2006（平成18）年度には、ここまでの成果をもとに全難聴は「要約筆記通訳指導者養成等事業」（福祉医療機構助成事業）を実施、前年に策定した「要約筆記者養成カリキュラム〈前期〉〈後期〉」に基づく、「要約筆記者養成テキスト〈前期〉」の作成と、「要約筆記指導者養成講座〈前期〉」の開講にあたりました。さらに、手書き要約筆記が先行していたカリキュラムにパソコン要約筆記を追加し、この時点でのパソコン要約筆記の課題を整理しています。この事業にも、全要研からは事業委員会に理事長、養成指導委員会に3名、養成講座企画委員会に2名の委員を推薦しました。

さらに、2007（平成19）年度には、「要約筆記指導にかかる研究事業」（福祉医療機構助成事業）の事業委員会に理事長、養成指導研究委員会に3名の委員を推薦して、全難聴事業の最終年に要約筆記者養成の集大成に協力しています。この年の事業は、要約筆記者の養成に関する検討としては最終年度に当たるものであり、「要約筆記者養成テキスト〈後期〉」の作成と「要約筆記指導者養成講座〈後期〉」を行いました。

全難聴による一連の要約筆記事業は、長期にわたる社会参加促進事業における「メニュー事業」「奉仕員事業」という不確かな位置付けからの脱皮を目指す構想のもとにあったといえます。時代的にみれば、事業開始年度の秋には、「今後の障害者福祉のグランドデザイン案」が厚生労働省から示され、2005（平成17）年の障害者自立支援法につながっていく時期でした。この法律のもとで、要約筆記者派遣事業は地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業として市町村の必須事業に位置づけられました。

当時、こうした障害者福祉の変革を全要研として受け止め、現状の分析や今後の指針を会員に示しきれなかった面は否めません。各地の会員の意識は、全要研から多数の委員が入って実施した全難聴の検討事業であったにも関わらず、そこで掲げられ将来像への理解につながりませんでした。結果として、全難聴から提示された要約筆記者養成カリキュラム案は、時間数ばかりが独り歩きして各地での混乱の要因にもなりました。その後、全要研では全難聴と連名で数度にわたり、全難聴の提起した要約筆記者養成カリキュラム案を公式に通達するよう厚生労働省に要望しましたが、今日まで日の目を見ていません。現在では多くの会員に意識の共有ができつつありますが、必須事業として要約筆記者派遣事業が行われながら、講座としては「要約筆記奉仕員養成」が行われるというねじれは残されてきています。

【要約筆記者と要約筆記奉仕員】

前述のような要約筆記者養成をめぐる混乱の要因の一つが、新生の「要約筆記者」と既存の「要約筆記奉仕員」の役割や機能のすみ分けの未整備にあると考えた全要研では、2007（平成19）年に全難聴に呼びかけ、「要約筆記奉仕員の今後のあり方について」の検討のワーキンググループを発足させました。両団体から3名ずつの委員によるこの作業は、約2年にわたります。1年目の中間まとめの報告に対し、会員からの意見集約を行い、さらに、2008（平成20）年度の全国研究討論集会での分科会での討議、年度末の報告書の発行と継続させ、連動した取り組みとしてきました。さらに、この報告書の方向性の周知を図り、全要研としての共通認識に近づけるための取り組みとして、2009（平成21）年度の「全国要約筆記問題研究集会 in 蒲郡」第一分科会では報告とパネルディスカッションを実施しています。

この検討内容について、報告書からポイントになるところを記載しておきます。この検討による要約筆記者と要約筆記奉仕員の役割精査は、数年にわたる要約筆記事業の混乱を収束させるもたらすものであると考えています。

1 検討の目的

コミュニケーション支援事業における派遣者としての「要約筆記者」とそれまでに養成されてきた「要約筆記奉仕員」の関係を明らかにする。また、中途失聴者・難聴者の支援の観点から、過去の要約筆記活動における役割や領域（難聴協会活動の協力や字幕付け等の文字情報の支援など）を検証する。

2 中途失聴者・難聴者支援と要約筆記奉仕員

高齢難聴者をはじめ、福祉制度の存在などに気づかず、社会的支援の埒外に置かれている人の存在を念頭に置くと、社会福祉制度に「つなぐ」役割や筆談などにより直接的なコミュニケーションを図る人が必要である。これは、コミュニケーション支援事業で派遣される通訳行為を担う「要約筆記者」とは別の養成機会をもつことになる。

	要約筆記奉仕員	要約筆記者
おもな役割	筆談等により中途失聴・難聴者とコミュニケーションをもち、社会制度につなぐ	他人のコミュニケーションの媒介（通訳行為）
自立支援法上の事業	社会参加促進事業 要綱別記6・9 要約筆記奉仕員の養成	コミュニケーション支援事業 要綱別記2 要約筆記者の派遣
特徴	社会的な広がり 認定試験はない	専門性の担保 認定試験が条件

3 新奉仕員の定義

この役割をもつ人を、仮に「新奉仕員」と呼ぶならば、以下のような定義ができる。

- ①聴覚障害や聴覚障害者の現状と課題を知り
- ②生活の場を中心に、聴覚障害者の社会参加と自立を支援することで
- ③暮らしやすい社会の実現を目指す人

4 新奉仕員の学習内容

- ①聴覚障害について（要約筆記者養成テキスト第1章程度）
- ②中途失聴者・難聴者の現況と課題（同テキスト第2章程度）

- ③中途失聴者・難聴者支援のあり方とボランティアの立場
- ④障害者福祉制度につなげる程度の知識
- ⑤本人のコミュニケーション技術（筆談を含む）
- ⑥要約筆記、読話（口話）等の聴覚障害者のコミュニケーション手法の知識
- ⑦他の障害も含めた障害者観の知識

このたびの「要約筆記者養成等調査検討委員会」の事業の報告がまとめられたあかつきには、要約筆記者と要約筆記奉仕員のすみ分けも次の課題として検討されることになると思われます。このときに、全要研の検討結果が有効に生かされるものと期待しています。

### 【今後に向けて】

全要研では、結成から長い間、全国各地の要約筆記サークルの自主性や地域難聴者団体との協調を主眼に、強力な指導力を前面にした組織運営はしてきませんでした。その良い面も問題点も見据えての活動が今後に求められてくると思います。

まずは、全国の会員が求める全要研の方向性、要約筆記に対する一定の指針を示すことでしょう。地域の自主性や地域特性に対する配慮は重要ですが、聴覚障害者にとっての権利保障でもある要約筆記が地域特性で片付けられるなら、全国で均質な情報保障を提供することはできなくなります。特に、養成の場面では、指導段階での到達点を明らかにして、指導体系をもった講座が行われることが不可欠です。各地の要約筆記の実情がまちまちであり、明確な要約筆記像が見えないことが会員の不安になっています。その意味では、本委員会の検討成果として要約筆記者養成の理念が示され、それを可能にするカリキュラムが策定されることが待たれます。

全要研は要約筆記者のみの集団ではありません。要約筆記に直接かかわりのない人にも「聴覚障害者の音声情報バリアフリー社会の構築」というミッションを理解してご参加いただいています。しかし、圧倒的多数の会員は要約筆記活動をしている人であり、派遣事業に従事する各自治体の登録者でもあります。その意味では、専門性をもつ登録者の要約筆記団体がほかにはない以上、全要研はその組織の一部で、「要約筆記の専門家集団」の機能も果たしていく必要があると考えています。

今年度、全要研の研究のひとつとして、民間の助成を受けて「実習の検証指導」の研究をしています。要約筆記の技術を理論的に整理した上に、講座での受講生の実習指導に役立てようというものです。ここでは、技術指導の基本は全難聴発行の「要約筆記者養成テキスト」＜前期＞＜後期＞がベースになっています。要約筆記奉仕員カリキュラムや準拠テキストで整理しきれなかった要約筆記観や技術論を乗り越え、初歩の技術獲得を重要視した内容になっています。今後の指導や将来的な技術確認の試験等に応用できるものと考えています。

また、長年実施してきた要約筆記指導者養成講座について、新年度に向けて新機軸の検討中ですが、これをより一層進める必要があります。今後、示されるカリキュラムに沿った指導はもちろんのこと、要約筆記指導の基本や指導理論などの学習が蓄積されるよう、受講を累積できる講座の企画を考慮中です。

さらに、都道府県における指導者養成の事業は、現在はほとんど実施されていませんが、指導者の養成はカリキュラムの提起以後は喫緊の課題となると思われま。自治体からのアンケートの回答にも指導者養成を求める声はいくつもありました。一方で、都道府県での事業に位置付けられる指導者養成講座の実施は、単独の自治体では、財政的にも実施体制にも困難が予想されま

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(全要研)

す。こうした状況の中で、自治体で指導者養成を予算化し、全要研が全国組織の足腰を使って、支部やブロックを基盤にした講座実施の委託を受け、全国数か所で実施する方法は有効であると考えます。単体での実施は困難な指導者養成事業であっても、広域で実施する指導者養成講座に受講者を送り出すことにより、自治体は指導者養成を事業として位置づけることができます。

全要研の社会的貢献としても、行政との協働は新しい公共のひとつの道を開くものであり、現実的な実施の効果とともに大きな意義が生まれると考えています。

### (3) 要約筆記を考える会

#### 団体の概要

当会は、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会近畿ブロック協議会、及び、近畿在住の要約筆記者有志により結成。2006年12月に「要約筆記のこれからを考える会」として発足しました。その後、名称を「要約筆記を考える会（略称 考える会）」と改称しました。

現在メンバーは、近畿ブロック10協会（滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・大阪府・京都市・神戸市・大阪市・堺市）の代表者と、要約筆記者8名の計18名で組織しています。

- <目的> 地方分権、市町村中心の福祉施策という流れの中で、要約筆記あり方が問われている。これまでの要約筆記活動の実績を踏まえ、必要な改善を加えたカリキュラムを作成し、各地域において一人でも多くの難聴者が社会参加できる要約筆記のあり方を提案する。
- <趣旨> 情報コミュニケーション支援における地域格差をなくすため、全市町村において要約筆記者の養成・派遣事業が実現できるよう、当事者として要約筆記制度のあり方を提案する。現在までに養成されている要約筆記奉仕員を、社会資源として活用し、より専門性の高い要約筆記者の育成を図る。
- <会員> 全難聴、全要研の会員に限らず、当会の趣旨に賛同し協力する意志のある者。

#### 要約筆記従事者養成に関わる取り組みについて

要約筆記事業が障害者自立支援法の地域生活支援事業に再編成されて以来、地方分権、地域に根ざした福祉が強く主張されるようになり、要約筆記者養成に関する国や都道府県のリーダーシップが著しく後退しました。「地域に根ざした福祉」という理念は評価できましよう。ただ、急に市町村主体と言われても、コミュニケーション事業にノウハウを持たず戸惑う自治体も多かったと思われます。私たちは、市町村の格差を防ぎ、近畿地域で実現を目指す共通の制度や目標を作ろうと心血を注いできました。国連の障害者権利条約でもコミュニケーションが重視され、時代のニーズに合う情報保障が求められています。「考える会」では、52時間カリキュラムとテキストの役割は既に終えているとの認識で、その見直しと補強を基本に置き「要約筆記者」の養成カリキュラムを作成する取り組みから始めました。

その養成カリキュラムは、全く新しい「要約筆記者」の養成という概念ではなく、現在の「要約筆記者（奉仕員）」のレベルをアップした「要約筆記者」養成を想定したものです。

障害者自立支援法では、「奉仕員」は市町村で養成、障害福祉サービス等の提供者は都道府県で養成することが基本とされていますが、「考える会」は、どちらも同じコア要約筆記者養成カリキュラムで、「要約筆記者」の養成を目指しています。要約筆記者の活動の場がほとんど市町村であることや、難聴者の権利擁護の要約筆記という趣旨から見ても市町村が「奉仕員」であって良いということは成り立ちません。

#### ・これまでの経緯

1999年に「要約筆記奉仕員養成カリキュラム」52時間が厚生省（当時）から全国に到達されました。5年後には見直しされると言われていましたが、既に11年が経過したままになっています。

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(考える会)

その間、全難聴の医療福祉機構助成事業の成果として「要約筆記者養成カリキュラム」等が、発表されたものの、地域の要約筆記事業の現実とのギャップに苦悩を深めてきた近畿ブロック協議会では、「自分たちの手で、地域に望ましい要約筆記者を養成できるカリキュラムを」との思いから、要約筆記者有志とともに「要約筆記のこれからを考える会」を立ち上げました。

その背景には、2006年に施行された「障害者自立支援法」で、要約筆記者の養成・派遣事業は、国からの通達や指示でなく地域の裁量に任せられることになった経緯があります。

地域で「どのような要約筆記者を育てるべきか?」「要約筆記者と要約筆記奉仕員をどう考えるか?」について、月2回の定例会をもち、真剣に討議しました。難聴者の思い、要約筆記者の思いが、余すことなく吐露され、時には反目し合い、時には共感し合って、全員の共通認識を得るのに半年以上が費やされました。

そして、要約筆記奉仕員養成の52時間カリキュラムをたたき台に要約筆記者養成カリキュラムへと、履修項目や内容など見直し、約1年後には基礎課程32時間、応用課程32時間、計64時間の養成カリキュラムがまとまりました。

2008年8月に、近畿ブロック内の各自治体にも案内をし、シンポジウムを開催して、「考える会」の取り組みを広く紹介しました。

シンポジウムには、要約筆記者や難聴者の他、口コミで活動を知った東は千葉県、西は山口県までのブロック外からも参加がありました。案内した各自治体の要約筆記事業担当部署の課長や係長も出席され、「考える会」の取り組みの周知を図ることができました。また、近畿の中で先行して「考える会」カリキュラムを取り入れた養成講座を開催した奈良県の担当課長補佐がシンポジストとして、奈良県の取り組みを発表されました。

当面、基礎課程は、現厚労省推薦テキスト「奉仕員養成講座(基礎課程)」を引き続き教材とし、カリキュラム見直しで修正、加筆、削除した部分を「補完テキスト」として添え、繰り返してトレーニングする教材用に「基礎力徹底ドリル」を発刊して、2009年3月に近畿各地の講師、補助講師を集め、基礎課程の指導者養成講座を開催しました。

2009年度は、応用課程テキストの作成と応用課程指導者講座の開催を目標に進めてきました。応用課程は、これまでの奉仕員課程20時間を12時間追加しましたので、現厚労省推薦テキスト「奉仕員養成講座(応用課程)」を教材とせず、新たに執筆作成中です。

2010年3月、応用課程指導者講座を開催いたします。

### ・「考える会」カリキュラムについて

「話の内容が正確に書き伝えられ、講座修了後は即戦力になれ、社会的に認知される要約筆記者を育てたい」という目標を実現させるため「考える会」のカリキュラムでは実習時間を大幅に増やし、現カリキュラム【52時間】+【12時間】となりました。これまでの52時間と比べて負担なく、レベルアップできる時間数に設定しました。

現カリキュラムと「考える会」カリキュラムの時間数

基礎課程	共通科目	18時間	→	12時間
	選択科目	14時間	→	20時間
応用課程	共通科目	4時間	→	6時間
	選択科目	16時間	→	26時間

現カリキュラム作成当時、パソコン要約筆記は草創期で、機器のトラブル時の対応を手書き要約筆記に求めたため、共通科目の時間数を多く取っていました。最近では、それぞれの派遣に求めるものも異なってきているので、共通科目は必要最小限に留め、選択科目の時間を増やしました。また、パソコン要約筆記は、派遣要請も多くなり、状況が変化してきています。使用機材も現カリキュラム作成当時とは違うため、パソコン要約筆記のカリキュラムについては、全面的に見直しました。テキストについても基礎課程、応用課程とも新たに作成しました。

### ・「考える会」カリキュラムの指導のポイント

#### ① 「要約」について

「要約」は「通訳」という概念と矛盾します。どのように趣旨を掴むかは難聴者の仕事であり、できる限り忠実な表記が求められます。「要約」は、書く技術上避けられないですが、「要約」偏重でなく、「情報量」「読みやすさ」のバランスが求められます。

話を聞きながら、出来るだけ早く崩れない文字で書きます。利用者のニーズに添って、一字でも多く書くことによって、表現する力を豊にします。

#### ② 表記について

できるだけ常用漢字を使って書きます。日本語文字表記の基準にそった書き方とします。

#### ③ 「速く書く」ことについて

速く書くことは「同時性」に近づけるとともに情報量を増やすために求められます。

#### ④ パソコン要約筆記の入力方法

一般的に連係入力を中心に取り入れ、ニーズや環境に応じ「一人入力から複数人での連係入力」とし現地と組み合わせた遠隔なども視野に入れた方法を想定しています。

#### ⑤ 現場実習について

基礎課程、応用課程ともに実際の現場（関連団体の例会や理事会などさまざまな場）で実習を積むようになっています。

基礎では自身の手で「伝えること」を体感し、要約筆者としての根源に触れます。応用では発言が文字にかわり「伝わること」を体験します。要約筆記を利用される中途失聴・難聴者に伝えたい方々の立場も併せて体験します。そして自他で評価・分析を行い、さらに技術の研鑽を効果的に積み重ねられるように実習では、準備から評価・分析・対策までを学びます。

### 結びに

「考える会」の一連の事業は、従来の「要約筆記」を評価し、更に難聴者のニーズに応えるために、必要なことを補強したものです。要約筆記は40年近くの歴史しかありませんが、この中で積み上げられてきた技術、要約の仕方や表記を活かしたテキストとして体系化しました。要約筆記の技術は特定の人が開発した技術でなく、これまでの要約筆記活動の中で培われてき

## 第2章 要約筆記従事者養成の状況(考える会)

た成果です。また、要約筆記は中途失聴・難聴者の情報支援をする手法であり、単なる「通訳」でない、特別な範疇に入るものです。

文章表現の仕方は無限にあり、小説がそうであるように個性を持ちます。要約筆記も同様に多様性があります。情報支援としての一定の標準化が求められるとともに難聴者のニーズに応え、状況に応じた書き方が求められます。要約筆記の技術はここで完成ということはありません。

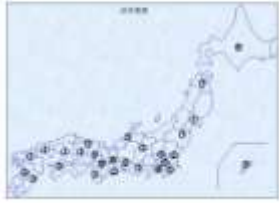
「考える会」が作成した64時間カリキュラムは、要約筆記活動を始めていただく上で、最小限必要な基礎知識修得のカリキュラムと考えています。



### (4) 日本遠隔コミュニケーション支援協会 (NCK)

**特定非営利活動法人(NPO法人)**  
**日本遠隔コミュニケーション支援協会(略称NCK)**

- ・2008年7月15日設立(内閣府に届出)
- ・理事長 栗田茂明
- ・会員数 79名+2団体  
(北海道～沖縄県)  
(聴覚者、聴覚障害者)
- ・活動資金は、会費、寄付、有償のパソコン文字通訳(学校、団体など)



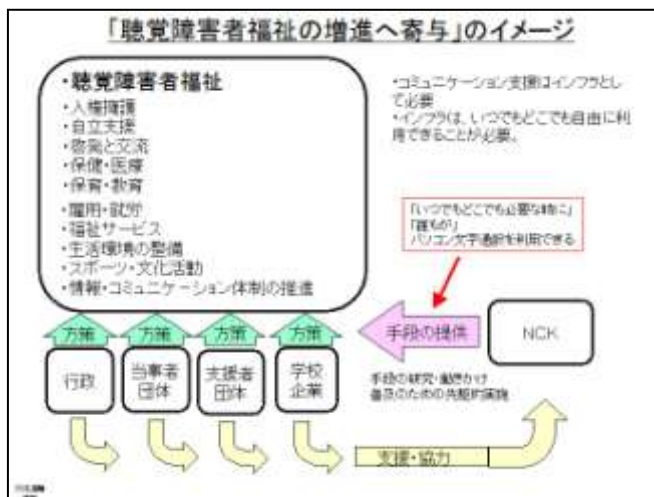
(目的) 定款より抜粋

第3条 この法人は、聴覚障害者に対して、IT機器やIT技術を活用したコミュニケーション支援の実施、手段に関する研究、普及の運動などに関する事業を行い、聴覚障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

NCK は、2008 年に設立したパソコン文字通訳 (パソコン要約筆記、PCテイクなど) の全国団体です。

活動資金は、会費、寄付、有償のパソコン文字通訳から得ています。

聴覚障害者福祉に「IT 技術」を用いて寄与することを目的にしているのが特徴です。



聴覚障害者福祉は、行政、当事者団体、支援者団体など多くの団体が活動しています。それらの活動には「コミュニケーション支援」が「社会的インフラ」として必要と考えます。「社会的インフラ」の要件である「いつでもどこでも誰もが自由に利用できる」ことを目標として、「IT 技術を活用」した手段の提供という面から寄与したいと考えています。

**NCKの事業**

「いつでもどこでも必要な時に」「誰もが」パソコン文字通訳を利用できる

手段の研究・開発かけ普及のための先駆的実践

遠隔パソコン文字通訳を普及させる。

聴覚障害者は30万人以上 ⇔ 要約筆記奉仕員は2~3万人

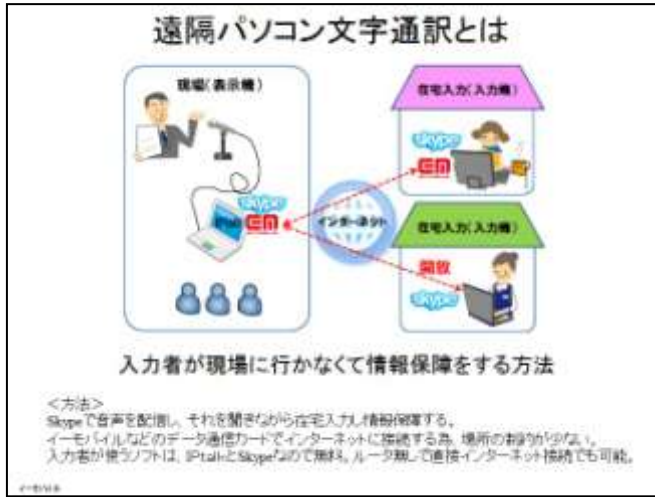
- ①方法の開発
  - ・ソフト(IPtalk)の改良、新しい技術の導入(ハード・ソフト)
  - ・入力方法やチーム編成など(必要技能)
- ②実践する
  - ・遠隔パソコン文字通訳を行う。(先駆的活動)
- ③方法を広める
  - ・教材、テキストを作る。
  - ・講習会の開催。導入支援。(無償で実施)
  - ・利用者に試してもらう。(無償で実施)

聴覚障害者は全国で36万人いるといわれています。一方、要約筆記奉仕員は、資格を持つ人が約1万人で、全員が活動しているわけではありません。

36万人に「社会的インフラ」として文字通訳を提供することは、「入力者が現場に行く」現在の方法では、入力者不足から実現困難なのは明らかです。

NCK では、この入力者不足などの解決の一つの方策として、「遠隔パソコン文字通訳」を普及させたいと考えています。

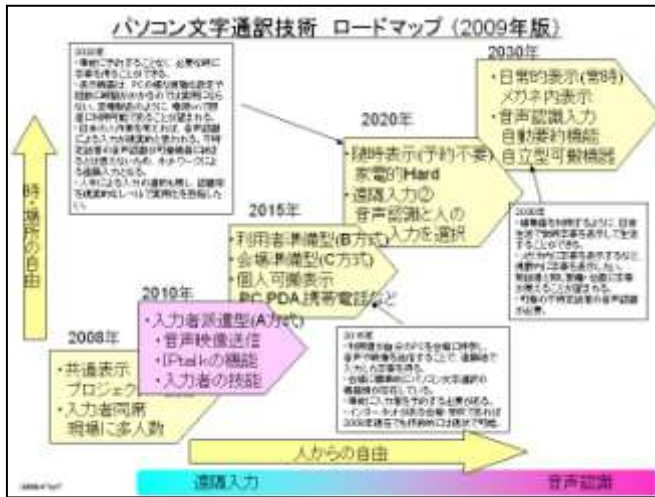
第2章 要約筆記従事者養成の状況(NCK)



左図は、NCK が現在行っている遠隔パソコン文字通訳の概要です。

会場に NCK から1名、現場担当を派遣します。現場担当は、パソコンにデータ通信カードを接続し、インターネットで音声や映像を入力者に送信します。在宅入力者は、音声を聞いて IPtalk で入力し字幕を送信します。

利用者には、現場に来る入力者の人数が少なくだけで通常のパソコン要約筆記の派遣と違いはありません。



左図は、NCK が考えるパソコン文字通訳技術のロードマップです。

2020 年に予約を必要としない遠隔パソコン文字通訳の手段を提供することなどを目標にしています。

より詳しい説明は以下の URL をご覧ください。

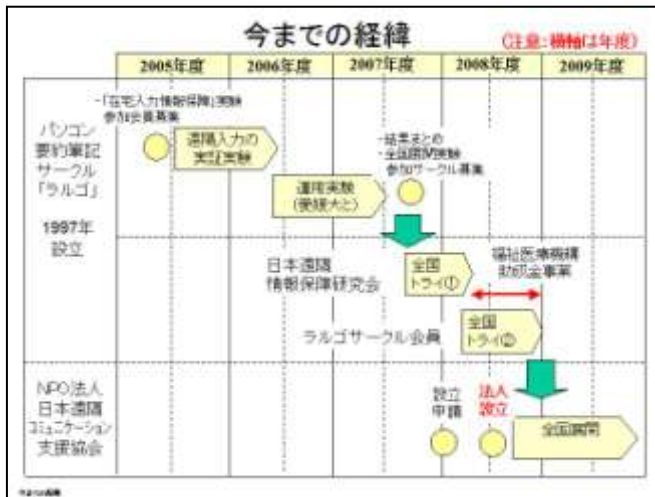
<http://iptalk.hp.infoseek.co.jp/NCK/setsumeiloadmap.htm>

現在、全国のパソコン要約筆記で使われている IPtalk は、NCK の前身のパソコン要約筆記サークル「ラルゴ」で1999年に生まれました。その後、IPtalk の機能追加を行い、入力方法の改良や普及活動を行って来ました。

入力者不足の対策として、「ラルゴ」では、2005 年から全国のサークルや大学などの協力を得て方法の改良などを行い、2008 年に全国展開を目指して NPO 法人を設立しました。

「ラルゴ」で行った実験などについては、以下の URL をご覧ください。

<http://iptalk.hp.infoseek.co.jp/largo/080531plan/080531plan.htm>





NCK では、遠隔パソコン文字通訳の普及のために、自治体・学校・団体・企業・個人を対象にいろいろなサービス(有料・無料)を提供しています。

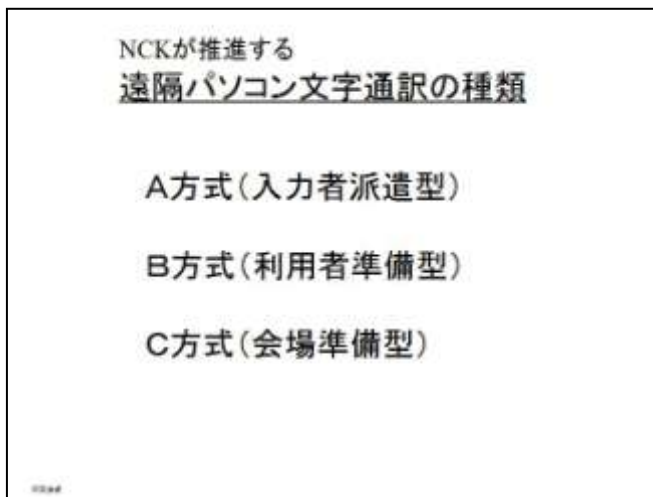
1) 遠隔パソコン文字通訳

- ・ 遠隔入力への依頼を受けています。
- ・ デモンストレーション、説明会、講習会などの開催や講師を派遣します。
- ・ 技術支援や導入支援をします。(相談、計画立案、実施時立会いなど)

2) 通常のパソコン要約筆記(現場入力)

- ・ パソコン要約筆記(現場入力)の依頼を受けています。
- ・ 要約筆記奉仕員養成講習会の講師(パソコン実技「二人で入力する方法」、「多様なニーズへの対応」など)
- ・ IPtalk の説明会、講習会の開催や講師の派遣をします。

依頼は、以下のメールアドレスまで  
iptalk\_speech2text@yahoo.co.jp



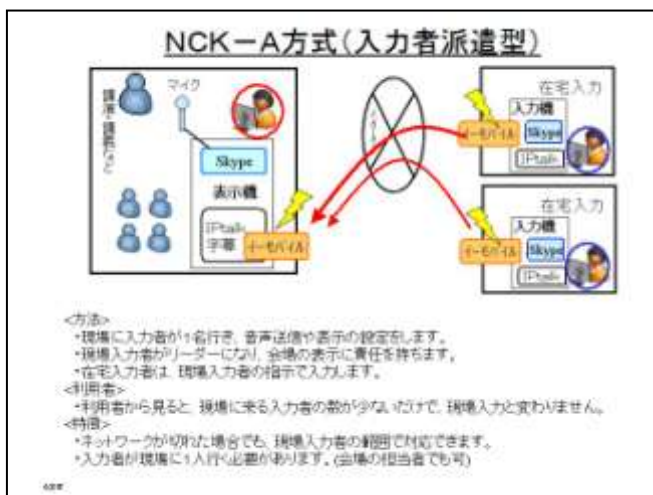
NCK が推進する遠隔パソコン文字通訳の方法は3種類(A方式、B方式、C方式)あります。

A方式は、会場に現場担当者を1名派遣する方法です。

現場担当者は、機器類の設定や音声送信などを行います。通常のパソコン要約筆記の派遣(現場入力)との違いは、入力者の全員が現場に居ないことです。

現場担当者は、在宅入力者の入力(音声送信の状況やネットワークなど)を常に注意して、万が一、トラブルがある場合は、適切に対処します。

データ通信カードを使用するため会場にインターネット環境が無くても実施できます。





左の写真は、A方式の実施例(関東のろう学校の親子学習会の様子)です。

現場担当者が1名会場に入り、在宅入力者は3名(大阪、兵庫、長野)で実施しました。

在宅入力者2名のペアと、在宅入力者1名と現場担当1名のペアという、現場担当も入力する方法を取りました。

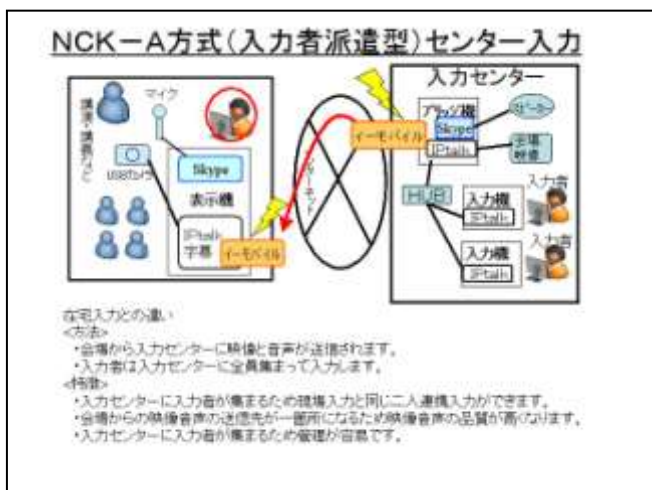
通常のパソコン要約筆記の派遣と比較すると人数が少ないため設置スペースが少なくてすむため目立ちません。



音声は、ワイヤレスガイドシステムを用いて話者にマイクを付ける方法と、会場スピーカーの音を拾う方法を用いました。

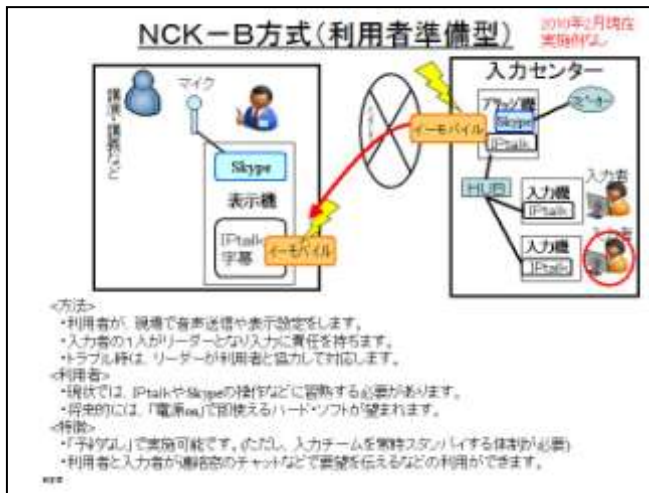
現場担当のパソコンにデータ通信カードを接続し、インターネットで音声を送信し、在宅入力者から受信した字幕はIPtalkのブリッジ機能で会場の表示パソコンに転送しました。

字幕は、大型テレビに表示しましたがプロジェクター投影なども可能です。



A方式は、入力者が一箇所に集まって入力する「センター入力」方式で実施することも可能です。

在宅入力は、子育て中の主婦や下肢障害者など、移動が困難な人も入力者として活用できる利点がありますが、現在活動している入力者が現場に行くことができる人であるため、入力センターを設置できる場合は、導入の容易さなどからセンター入力をお勧めしています。



B方式は、利用者が自分で音声を送信し、自分のパソコンなどで字幕を見る方法です。

B方式は、「予約無し」(あるいは直前の依頼)でパソコン文字通訳を依頼する運用方法に適用できます。

これは遠隔パソコン文字通訳の大きな利点(可能性)であると考えます。

しかし、現状では利用者がIPtalkなどの操作に習熟する必要があります。将来的には、「電源 on」のみで、準備完了となる家電的なハード・ソフトが望まれます。

左の写真は、B方式の実施例(デモ)です。



ノートパソコンにデータ通信カードを挿しインターネットに接続します。音声拾うマイクはテーブルの上に置いてあります。

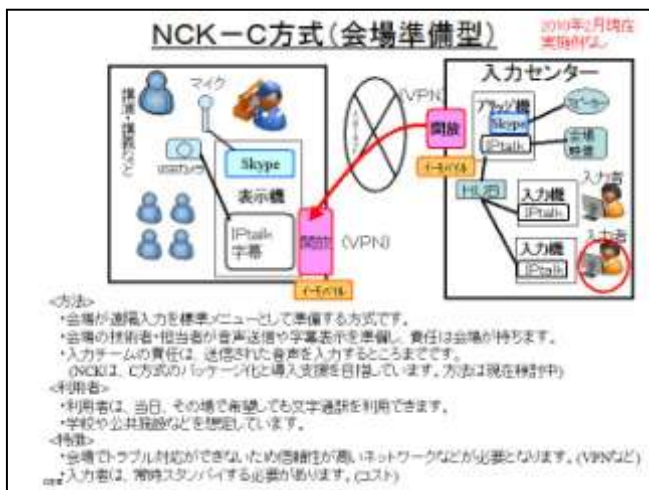
周りが静かであれば、マイクは、このようにテーブルの上でも充分、音声拾うことができます。

C方式は、パソコン文字通訳がバリアフリーメニューとして、公共施設などに標準装備された状態です。

技術的には遠隔入力である必然性はありませんが、実現性(コスト)から遠隔入力でなければ普及しないと考えられます。

役所窓口や会議施設などへの普及が期待されますが、導入と運用が容易なシステムで妥当な利用コストである必要があると考えます。

具体的な方法については調査研究中です。





左の写真は、IPtalkの表示パソコンにUSBカメラを接続し字幕と合成してプロジェクター投影したパソコン文字通訳です。

手話サークルの記念行事で話者が発話と手話の両方を使うため、合成することで利用者の負担を軽減することができます。

手話などライブ映像と字幕の合成は、従来から国体などの大きな大会では実施されていましたが、高価な映像装置が必要でした。

最新のIPtalkでは、数千円程度のUSBカメラで映像と字幕の合成が可能です。

NCKでは、このような通常のパソコン要約筆記(現場入力)でも利用できる最新の方法の説明会や講師の依頼も受けています。

この実施例については以下のURLをご覧ください。

<http://iptalk.hp.infoseek.co.jp/manual/9i9s/photo/35-0yokosuka.htm>



総務省が推進するユビキタスネット社会実現に向けた政策、u-Japan(ユー・ジャパン)では、「2010年度までに、いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目標とし、「高齢者や障害者も含め、誰でも簡単にICTを利用でき世代や地域を越えたコミュニケーションが盛んになる、人に優しい心と心の触れ合いが期待されています。」としていました。

障害者福祉の分野では、目標とした2010年度までに達成することは難しいでしょうが変化は確実に起こっています。

IPtalkが生まれてからの10年の変化を見ると、次の10年間でパソコン要約筆記の方法にもICTにより大きく変化することが予想されます。NCKは、聴覚障害者福祉がICTの流れに乗り遅れないように微力ながらお手伝いしたいと考えています。

